

東京都障害者グループホーム説明会

# 国報酬・都加算の概要について

《 令和8年度版 》

令和8年4月～

東京都福祉局障害者施策推進部

地域生活支援課居住支援担当

## ～ 目 次 ～

### I 国報酬関係について

国費の基本構造	P 2
地域区分について	P 3
共同生活援助サービス費（基本報酬）	P 4
【国報酬】各種加算について～概要～	P 10
【国報酬】各種加算について～個別～	P 25
・人員配置体制加算	
・夜間支援等体制加算	・福祉専門職員配置等加算
・（長期）帰宅時支援加算、（長期）入院時支援特別加算	
・医療連携体制加算、看護職員配置加算	
・重度障害者支援加算	・集中的支援加算
・地域生活移行個別支援特別加算	
・自立生活支援加算	・（退去後）ピアサポート実施加算
・障害者支援施設等感染対策向上加算	
・新興感染症等施設療養加算	
・福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等	
【国報酬】各種減算について～概要～	P 50

### II 都加算について

都加算制度の概要	P 53
精神科医療連携体制加算	P 56
補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審	P 57
補助要件②：外部研修等受講	P 58
補助要件③④：事業計画の作成等・書類の保存	P 60
請求事務について	P 61

#### お問合せ

##### ＜＜申請に関すること＞＞

公益財団法人東京都福祉保健財団  
事業者支援部 障害福祉事業者指定室  
TEL 03-6302-0286

○個別相談も行っております。来庁希望の場合、事前予約をお願いします。

##### ○受付時間

月曜日～金曜日（土日、祝日を除く）  
9:00～12:00 13:00～17:00

##### ＜＜運営・制度に関すること＞＞

東京都福祉局障害者施策推進部  
地域生活支援課居住支援担当  
TEL 03-5320-4151  
FAX 03-5388-1408  
E-mail S1140702@section.metro.tokyo.jp

# I 国報酬関係について

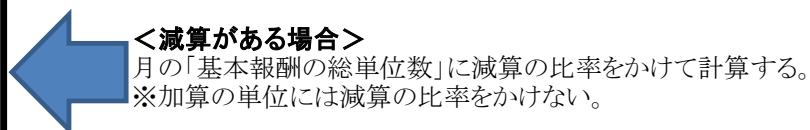
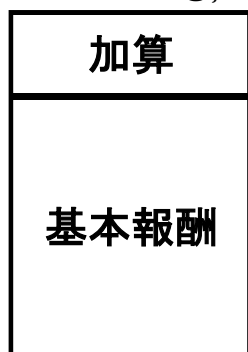
# 国報酬の基本構造

- 全国一律に報酬の「単位」が定められており、区市町村ごとに定められた「単位数単価」をかけて「報酬額(円)」が決まります。
- 報酬請求は、月ごとに、日々の単位を合計した「総単位数」に「単位数単価」をかけて報酬額を算定し、国保連を通じて利用者の支給決定をしている区市町村に行います。

単位	×	単位数単価	=	報酬額
(全国一律)		(区市町村別)		(円)

※共同生活援助事業の単位数単価は**事業所所在地**で決まります。  
 →例えば、事業所所在地が武蔵野市の場合、ユニットが杉並区内に所在していても、武蔵野市の単位数単価(11.20)を使います。

- 報酬は大きく分けて「基本報酬」と「加算」、「減算」に分けられます。
- 「基本報酬」「加算」は基本的に日ごとに単位が決まっていますが、「加算」には月に1回算定できるものなどもあります。
- 「基本報酬」は、原則としてグループホーム内で支援した日のみ算定できます。  
 なお、**入退院日や帰宅日など、朝や夕方不在になる場合も、その日にグループホーム内で支援を行っていれば算定できます。**
- 「基本報酬」は、事業所の類型、利用者の障害支援区分、世話人配置の厚さなどで報酬単位が異なります。
- 「加算」は原則として「基本報酬」が算定されている日に算定できます。  
**【例外】入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、自立生活支援加算(Ⅱ)等**
- 「減算」がある場合は、原則として、月ごとの「基本報酬」の総単位数に、一定の減算の比率をかけて計算します。  
**【例】大規模減算の場合 ※ユニットの定員が8人以上の場合、基本報酬が95%に減算される**  
 $8,760 \text{ 単位 (月の総単位数)} \times 0.95 \text{ (減算比率)} = 8,322 \text{ 単位}$



令和8年度臨時応急的な障害福祉サービス等報酬の見直しについて  
 国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、新規事業所に限り令和8年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する案が検討されています。  
 詳細については以下の厚生労働省のホームページをご確認ください。  
 ●厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai\\_446935\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html)

# 地域区分について

## 【障害者の地域区分と単位数単価(1単位の単価)】

### ＜令和6年度以降＞ 8区分

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
地域区分コード	01	02	03	04	05	06	07	20
	23区	町田市 狛江市 多摩市 調布市	八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市	立川市 昭島市 東大和市	あきる野市 日の出町 羽村市	武蔵村山市 奥多摩町 瑞穂町 檜原村		大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
共同生活援助 単位数単価	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10.00円

○ユニット単位ではなく事業所の所在地の地域区分での届出・請求となります。

○誤った地域区分を記載しないようご注意ください。

# 共同生活援助サービス費(国報酬)

※詳細は、厚生労働省webサイトにて「報酬算定構造・サービスコード表等」をご確認ください。

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		大規模住居等減算	世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	個人単位ヘルパー長時間利用減算	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	委託先である指定居宅介護事業者により受託居宅介護サービスが行われる場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (6:1)	(1) 区分6	(600単位)									
	(2) 区分5	(456単位)									
	(3) 区分4	(372単位)									
	(4) 区分3	(297単位)									
	(5) 区分2	(180単位)									
	(6) 区分1以下	(171単位)									
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (体験利用)	(1) 区分6	(717単位)	入居定員が21人以上 ×93/100		減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100				
	(2) 区分5	(560単位)									
	(3) 区分4	(481単位)									
	(4) 区分3	(410単位)									
	(5) 区分2	(290単位)									
	(6) 区分1以下	(273単位)									
ハ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	(369単位)	入居定員が21人以上 ×95/100		3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100				
	(二) 区分5	(306単位)									
	(三) 区分4	(270単位)									
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (5:1)	(1) 区分6	(997単位)									
	(2) 区分5	(860単位)									
	(3) 区分4	(771単位)									
	(4) 区分3	(524単位)									
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (体験利用)	(1) 区分6	(1,168単位)									
	(2) 区分5	(1,028単位)									
	(3) 区分4	(938単位)									
	(4) 区分3	(672単位)									
ハ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(765単位)									
	(二) 区分5	(627単位)									
	(三) 区分4	(539単位)									
	(四) 区分3	(407単位)									
	(五) 区分2	(270単位)									
	(六) 区分1以下	(253単位)									
ハ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合 体験利用の場合	(一) 区分6	(929単位)	入居定員が21人以上 ×93/100		3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100				
	(二) 区分5	(787単位)									
	(三) 区分4	(695単位)									
	(四) 区分3	(546単位)									
	(五) 区分2	(408単位)									
	(六) 区分1以下	(389単位)									
ニ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例) 日中を当該共同生活住居で過ごす者	(一) 区分6	(565単位)									
	(二) 区分5	(505単位)									
	(三) 区分4	(467単位)									
日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(一) 区分6	(454単位)									
	(二) 区分5	(394単位)									
	(三) 区分4	(356単位)									

		世話人の員数が基準に満たない場合		外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない							
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(6:1)	(171単位)	入居定員が8人以上 ×90/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	×90/100	×99/100	×97/100	×90/100	・受託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 96単位 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 194単位 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 263単位に所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに87単位を加算した単位数 ニ 所要時間1時間30分以上の場合 564単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(10:1)	(115単位)	入居定員が21人以上 ×87/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100					
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (体験利用)		(273単位)									
退居後共同生活援助サービス費 (退居後) 退居後、3月を限度として、1月につき2000単位											
退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (退居後) 退居後、3月を限度として、1月につき2000単位											
人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	12:1	区分4以上 区分3以下	(1日につき83単位を加算) (1日につき77単位を加算)							
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	30:1	区分4以上 区分3以下	(1日につき33単位を加算) (1日につき31単位を加算)							
	ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	12:1、個人単位特例		(1日につき84単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100						
	ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)	30:1、個人単位特例		(1日につき33単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100						
	ホ 人員配置体制加算(Ⅴ)	7.5:1	区分4以上 区分3	(1日につき138単位を加算) (1日につき121単位を加算)							
	ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ)	20:1	区分4以上 区分3	(1日につき53単位を加算) (1日につき45単位を加算)							
	ト 人員配置体制加算(Ⅶ)	7.5:1、日中住居以外	区分4以上 区分3以下	(1日につき131単位を加算) (1日につき112単位を加算)							
	チ 人員配置体制加算(Ⅷ)	20:1、日中住居以外	区分4以上 区分3以下	(1日につき50単位を加算) (1日につき42単位を加算)							
	リ 人員配置体制加算(Ⅸ)	7.5:1、個人単位特例		(1日につき134単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100						
	ヌ 人員配置体制加算(Ⅹ)	20:1、個人単位特例		(1日につき50単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100						
	ル 人員配置体制加算(Ⅺ)	7.5:1、個人単位特例、日中住居以外		(1日につき128単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100						
	ヲ 人員配置体制加算(Ⅻ)	20:1、個人単位特例、日中住居以外		(1日につき49単位を加算)	注 同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 ×95/100						
	ワ 人員配置体制加算(Ⅼ)	12:1		(1日につき73単位を加算)							
	カ 人員配置体制加算(Ⅽ)	30:1		(1日につき28単位を加算)							
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)			(1日につき10単位を加算)							
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)			(1日につき7単位を加算)							
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)			(1日につき4単位を加算)							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)			(1日につき51単位を加算)							
	ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)			(1日につき41単位を加算)							
看護職員配置加算				(1日につき70単位を加算)							
高次脳機能障害者支援体制加算				(1日につき41単位を加算)							
ピアサポート実施加算				(1月につき100単位を加算)							
退居後ピアサポート実施加算				(1月につき100単位を加算)							



夜間支援等 体制加算	□ 夜間支援等 体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者8人	(1日につき56単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者9人	(1日につき50単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者10人	(1日につき45単位を加算)
		(8)夜間支援対象利用者11人	(1日につき40単位を加算)
		(9)夜間支援対象利用者12人	(1日につき37単位を加算)
		(10)夜間支援対象利用者13人	(1日につき34単位を加算)
		(11)夜間支援対象利用者14人	(1日につき32単位を加算)
		(12)夜間支援対象利用者15人	(1日につき30単位を加算)
		(13)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
		(14)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
		(15)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
		(16)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
		(17)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
		(18)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
		(19)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
		(20)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
		(21)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
		(22)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
		(23)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
		(24)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
		(25)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
		(26)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
		(27)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)	

二 夜間支援等 体制加算(Ⅳ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき60単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき56単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき53単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき50単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき47単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき45単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき43単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき41単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき39単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき37単位を加算)
	(11)夜間支援対象利用者25人	(1日につき36単位を加算)
	(12)夜間支援対象利用者26人	(1日につき34単位を加算)
	(13)夜間支援対象利用者27人	(1日につき33単位を加算)
	(14)夜間支援対象利用者28人	(1日につき32単位を加算)
	(15)夜間支援対象利用者29人	(1日につき31単位を加算)
	(16)夜間支援対象利用者30人	(1日につき30単位を加算)
ホ 夜間支援等 体制加算(Ⅴ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
	(11)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
	(12)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(13)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(14)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(15)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
	(16)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)
ヘ 夜間支援等 体制加算(Ⅵ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
	(11)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
	(12)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(13)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(14)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(15)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
	(16)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)

注 夜間支援等体制加算(Ⅰ)が算定されている場合にのみ算定可能

夜勤職員加配加算 (1日につき149単位を加算)

重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ)	(1日につき360単位を加算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位(中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 +200単位) 注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位	
	ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)	(1日につき180単位を加算)	注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +400単位(中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合 +200単位) 注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位	
医療的ケア対応支援加算			(1日につき120単位を加算)	
日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1)日中支援対象利用者1人	(1日につき539単位を加算)	
		(2)日中支援対象利用者2人以上	(1日につき270単位を加算)	
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1)日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6	(1日につき539単位を加算)
			(二) 区分3以下	(1日につき270単位を加算)
(2)日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6	(1日につき270単位を加算)		
	(二) 区分3以下	(1日につき135単位を加算)		
集中的支援加算		イ 集中的支援加算(Ⅰ)	(月4回を限度として、1,000単位を加算)	
		ロ 集中的支援加算(Ⅱ)	(1日につき500単位を加算)	
自立生活支援加算	イ 自立生活支援加算(Ⅰ)		(6月を限度に1月につき1000単位を加算)	
	ロ 自立生活支援加算(Ⅱ)		(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算単位を加算)	
	ハ 自立生活支援加算(Ⅲ)		(利用期間が3年以内の場合 80単位単位を加算) (利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位単位を加算) (利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位単位を加算) (利用期間が5年を超える場合 40単位単位を加算)	
入院時支援特別加算 (月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)	注 居住支援法人や居住支援協議会と連携し、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報共有を行った場合 1月につき+35単位 注 住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、1月につき+500単位	
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)		
帰宅時支援加算 (月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満	(1回につき187単位を加算)		
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき374単位を加算)		
長期入院時支援特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき122単位を加算)		
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき150単位を加算)		
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき76単位を加算)		
長期帰宅時支援加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき40単位を加算)		
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき50単位を加算)		
	ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき25単位を加算)		
地域生活移行個別支援特別加算		(1日につき670単位を加算)		
精神障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)		
強度行動障害者地域移行特別加算		(1日につき300単位を加算)		
強度行動障害者体験利用加算		(1日につき400単位を加算)		
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
		(2)利用者が2人	(1日につき500単位を加算)	
		(3)利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)			
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき39単位を加算)			
通勤者生活支援加算		(1日につき18単位を加算)		
障害者支援施設等感染対策向上加算	イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	(1月につき10単位を加算)		
	ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	(1月につき5単位を加算)		
新興感染症等施設療養加算		(月5回を限度として、240単位を加算)		



## 【国報酬】各種加算の概要について～概要～

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ	
1	R6新設 人員配置体制 加算	(I)	-	83/77	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で12:1以上の世話人等を配置</li> <li>・障害支援区分に応じ、<u>日ごと</u>に算定可</li> </ul>	25 ※
2		(II)	1	33/31	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で30:1以上の世話人等を配置</li> <li>・障害支援区分に応じ、<u>日ごと</u>に算定可</li> <li>・(I)を算定している場合は、算定不可</li> </ul>	
3		(III)	1,2	84	(I)の届出が必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で12:1以上の世話人等を配置</li> <li>・令和9年3月31日までの間、<u>障害支援区分4以上で個人単位の居宅介護等の利用が認められる特例適用の利用者</u>に対し、指定共同生活援助を行った場合に、<u>日ごと</u>に算定可</li> <li>・これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、<u>所要時間が8時間以上である場合</u>、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする</li> <li>・(I)又は(II)を算定している場合は、算定不可</li> </ul>	
4		(IV)	1,2,3	33	(II)の届出が必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で30:1以上の世話人等を配置</li> <li>・令和9年3月31日までの間、<u>障害支援区分4以上で個人単位の居宅介護等の利用が認められる特例適用の利用者</u>に対し、指定共同生活援助を行った場合に、<u>日ごと</u>に算定可</li> <li>・これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、<u>所要時間が8時間以上である場合</u>、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする</li> <li>・(I)から(III)までを算定している場合は、算定不可</li> </ul>	
5		(V)	-	138/121	必要	全員	日ごと	<p><b>【日中サービス支援型】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で7.5:1以上の世話人等を配置</li> <li>・日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、<u>日ごと</u>に算定可</li> </ul>	
6		(VI)	5	53/45	必要	全員	日ごと	<p><b>【日中サービス支援型】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で20:1以上の世話人等を配置</li> <li>・日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、<u>日ごと</u>に算定可</li> <li>・(V)を算定している場合は、算定不可</li> </ul>	
7		(VII)	5,6	131/112	(V)の届出が必要	特定者	日ごと	<p><b>【日中サービス支援型】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で7.5:1以上の世話人等を配置</li> <li>・<u>日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者</u>に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、<u>日ごと</u>に算定可</li> <li>・(V)又は(VI)を算定している場合は、算定不可</li> </ul>	

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
8	R6新設 人員配置体制加算	(VIII)	5.6.7	50/42	(VI)の届出が必要	特定者	日ごと 【日中サービス支援型】 ・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で20:1以上の世話人等を配置 ・日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、日ごとに算定可 ・(V)から(VII)までを算定している場合は、算定不可	25※
9		(IX)	5.6.7.8	134	(V)の届出が必要	特定者	日ごと 【日中サービス支援型】 ・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で7.5:1以上の世話人等を配置 ・令和9年3月31日までの間、障害支援区分4以上で個人単位の居宅介護等の利用が認められる特例適用の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、日ごとに算定可 ・これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする ・(V)から(VIII)までを算定している場合は、算定不可	
10		(X)	5.6.7.8.9	50	(VI)の届出が必要	特定者	日ごと 【日中サービス支援型】 ・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で20:1以上の世話人等を配置 ・令和9年3月31日までの間、障害支援区分4以上で個人単位の居宅介護等の利用が認められる特例適用の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、日ごとに算定可 ・これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする ・(V)から(IX)までを算定している場合は、算定不可	
11		(XI)	5.6.7.8.9.10	128	(V)の届出が必要	特定者	日ごと 【日中サービス支援型】 ・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で7.5:1以上の世話人等を配置 ・令和9年3月31日までの間、障害支援区分4以上で個人単位の居宅介護等の利用が認められる特例適用の利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、日ごとに算定可 ・これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする ・(V)から(X)までを算定している場合は、算定不可	
12		(XII)	5.6.7.8.9.10.11	49	(VI)の届出が必要	特定者	日ごと 【日中サービス支援型】 ・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で20:1以上の世話人等を配置 ・令和9年3月31日までの間、障害支援区分4以上で個人単位の居宅介護等の利用が認められる特例適用の利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、日ごとに算定可 ・これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする ・(V)から(XI)までを算定している場合は、算定不可	

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ	
13	R6新設	(XⅢ)		73	必要	全員	日ごと	【外部サービス利用型】 ・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で12:1以上の世話人を配置	25 ※
14	人員配置体制加算	(XⅣ)	13	28	必要	全員	日ごと	【外部サービス利用型】 ・基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法※で30:1以上の世話人を配置 ・(XⅢ)を算定している場合は、算定不可	
15	夜間支援等体制加算	(Ⅰ)	16,17,21	30～672	必要	全員	日ごと	・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象 ・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可 ・夜勤を行う <b>夜間支援従事者の配置</b> が必要(資格要件なし) ・ <b>個別支援計画に基づき</b> 、夜間の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保すること ・一人の夜間支援従事者が支援する夜間支援対象利用者数により報酬が異なる	26
16		(Ⅱ)	15,17,18 19,20,21	15～112	必要	全員	日ごと	・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象 ・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可 ・宿直を行う <b>夜間支援従事者の配置</b> が必要(資格要件なし) ・夜間の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保すること ・一人の夜間支援従事者が支援する夜間支援対象利用者数により報酬が異なる	
17		(Ⅲ)	15,16,18 19,20,21	10	必要	全員	日ごと	・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象 ・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可 ・利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、 <b>常時の連絡体制を確保</b> する、 <b>または、警備会社と委託契約</b> を締結すること	
18		(Ⅳ)	16,17,19 20,21	30～60	必要	全員	日ごと	・夜間支援体制(Ⅰ)を取得し、常駐・夜勤の夜間支援従事者を配置している住居に対して、夜間支援の時間全てを通じて更に1人以上の <b>夜間支援従事者(夜勤)を巡回させ</b> 、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供 ・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象 ・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可 ・巡回を行う夜間支援従事者が支援する夜間支援対象利用者数により報酬が異なる	27

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
19	夜間支援等 体制加算	(V)	16,17,18 20,21	15～ 30	必要	全員	日ごと ・夜間支援体制(I)を取得し、常駐・夜勤の夜間支援従事者を配置している住居に対して、 <b>夜間支援の時間のうち一部の時間帯(2時間以上)において、更に1人以上の夜間支援従事者(夜勤)を巡回</b> させ、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供 ・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象 ・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可 ・巡回を行う夜間支援従事者が支援する夜間支援対象利用者数により報酬が異なる	27
20		(VI)	16,17,18 19,21	15～ 30	必要	全員	日ごと ・夜間支援体制(I)を取得し、常駐・夜勤の夜間支援従事者を配置している住居に対して、夜間支援の時間全てを通して更に1人以上の <b>夜間支援従事者(宿直)を巡回</b> させ、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供 ・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象 ・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可 ・巡回を行う夜間支援従事者が支援する夜間支援対象利用者数により報酬が異なる	
21	夜勤職員加配加算		15,16,17, 18,19,20	149	必要	全員	日ごと ・夜間支援を受けた者 <b>全員</b> が算定対象 ・GH内で夜間支援を行った <b>日ごと</b> に算定可 ・ <b>日中サービス支援型において、1名以上の夜勤職員を加配</b>	-
22	日中支援加算	(I)	-	270 /539	不要	特定者	日ごと ・ <b>高齢または重度の障害者</b> (65歳以上または障害支援区分4以上)であって <b>日中をGHの外で過ごすことが困難であると認められる利用者</b> が算定対象 ・日中支援を行った <b>日ごと</b> に算定可(ただし土、日、祝日は算定対象外) ・基準上必要な世話人、生活支援員の員数に加えて <b>日中支援従事者を加配</b> ・ <b>個別支援計画に基づいて</b> 日中に支援を行うこと ・日中支援対象利用者数により報酬が異なる	-
23		R6変更 (II)	-	135～ 539	不要	特定者	日ごと ・日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者等のうち、心身の状況等により <b>予定していた日中活動先等を利用できなかった者</b> が算定対象 ・日中支援を行った <b>日ごと</b> に算定可 ・ <b>個別支援計画に基づいて</b> 日中に支援を行うこと ・基準上必要な世話人、生活支援員の員数に加えて <b>日中支援従事者を加配</b> ・日中支援対象利用者数及び障害支援区分により報酬が異なる ・日中サービス支援型は対象外 ※R6報酬改定:支援の3日目からではなく、 <b>支援の「初日」から算定可能に</b>	-

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
24	R6新設 集中的支援加算	(I)	-	1000	不要	特定者	月4回まで ・強度行動障害者の状態が悪化した場合に、 ・都が選定する <b>広域的支援人材</b> を指定共同生活援助事業所等に <b>訪問させ</b> (情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む)、集中的支援を行った場合 ・支援開始月から起算して <b>3月以内の期間に限り1月に4回を限度</b> に算定可 ※本加算を算定する事業所等は、広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと	33
25		(II)	-	500	不要	特定者	日ごと ・強度行動障害者の状態が悪化した場合に、 ・集中的な支援を提供できる体制を備えているものとして、都が選定する指定共同生活援助事業所等が、他の指定障害福祉サービス事業所等から <b>当該障害者を受け入れ</b> 、集中的支援を行った場合 ・支援開始月から起算して <b>3月以内の期間について日ごと</b> に算定可 ※(II)を算定する場合は(I)も算定可能	
26	福祉専門職員 配置等加算	(I)	27,28	10	必要	全員	日ごと ・基本報酬を算定している利用者 <b>全員</b> が算定対象 ・都に届け出た適用開始日以降、 <b>日ごと</b> に算定可 ・ <b>常勤</b> の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の <b>資格保有者が35%以上</b> 雇用されていること	28
27		(II)	26,28	7	必要	全員	日ごと ・基本報酬を算定している利用者 <b>全員</b> が算定対象 ・都に届け出た適用開始日以降、 <b>日ごと</b> に算定可 ・ <b>常勤</b> の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の <b>資格保有者が25%以上</b> 雇用されていること	
28		(III)	26,27	4	必要	全員	日ごと ・基本報酬を算定している利用者 <b>全員</b> が算定対象 ・都に届け出た適用開始日以降、 <b>日ごと</b> に算定可 ・世話人又は生活支援員のうち、 <b>常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上</b> であること (勤続3年以上とは、加算申請を行う前月末日時点までの期間とし、同法人の他の障害福祉サービス事業所等の従事期間も含めることができる)	

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主要要件	参照ページ	
29	入院時支援特別加算	30	561/ 1,122	不要	特定者	月1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者</b>が算定対象</li> <li>・入院した利用者を支援した月に1回に限り算定可(ただし、入退院日を除く入院期間が月に2日以内は算定不可)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づき</b>、事業所の従業員が<b>病院又は診療所を(入院期間が7日未満なら1回以上、7日以上なら2回以上)訪問</b>し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行い、その<b>支援内容を記録</b>しておく必要あり</li> <li>・入院期間により報酬が異なる</li> </ul>	29	
30	長期入院時支援特別加算	介護サービス包括型	29	122	不要	特定者	日ごと		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者</b>が算定対象</li> <li>・入退院日を除く入院期間について、<b>日ごと</b>に算定可(ただし、月のうち2日目までは算定できない。また、1回の入院で最大3月まで算定可能)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づき</b>、事業所の従業員が<b>原則週に1回以上病院又は診療所を訪問</b>し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行い、その<b>支援内容を記録</b>しておくこと</li> <li>・事業所の類型により報酬が異なる</li> </ul>
		日中サービス支援型	29	150	不要	特定者	日ごと		
		外部サービス利用型	29	76	不要	特定者	日ごと		
31	帰宅時支援加算	32	187/ 374	不要	特定者	月1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>利用者が家族等の居宅等への帰省等し</b>、これを支援した場合に、当該利用者につき月に1回に限り算定可(ただし、外泊初日及び最終日を除く外泊期間が月に2日以内は算定不可)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づき</b>、事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うこと</li> <li>・帰省期間中に家族等との連携により、<b>居宅等における生活状況等</b>を十分把握するとともに、その<b>内容を記録</b>しておくこと</li> <li>・外泊期間により報酬が異なる</li> </ul>		
32	長期帰宅時支援加算	介護サービス包括型	31	40	不要	特定者	日ごと		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外泊初日及び最終日を除く外泊期間について、<b>日ごと</b>に算定可(ただし、月のうち2日目までは算定できない。また、1回の外泊で最大3月まで算定可能)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づき</b>、利用者が<b>家族等の居宅等へ長期間外泊した場合</b>、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うこと</li> <li>・帰省期間中に家族等との連携により、<b>居宅等における生活状況等</b>を十分把握するとともに、その<b>内容を記録</b>しておくこと</li> <li>・事業所の類型により報酬が異なる</li> </ul>
		日中サービス支援型	31	50	不要	特定者	日ごと		
		外部サービス利用型	31	25	不要	特定者	日ごと		

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件		参照ページ		
33	医療連携体制加算	(I)	34,35,36,37,38,39,40,42,54	32	不要	特定者	日ごと	1時間未満	<p>医療的ケアを必要としない利用者に対し、医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に、看護の提供を受けた利用者につき日ごとに算定可</p> <p>・1回の訪問につき利用者8人まで算定可</p> <p>・左記は、対象利用者1人に対し看護を提供する時間</p> <p>・あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について事業所と医療機関等とが委託契約を締結する。</p> <p>・利用者の主治医から指示を受ける(内容については書面で残す)。</p> <p>・看護の提供は具体的な看護内容等を記録しておく。</p> <p>・主治医に対し定期的に医療的ケアの実施状況を報告する。</p> <p>・看護職員の派遣については事業所に配置も可</p> <p>・看護の提供または喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は短期入所事業所等が負担するものとする。</p> <p>・医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求する。</p>	30 31	
34		(II)	33,35,36,37,38,39,40,42,54	63	不要	特定者	日ごと	1時間以上2時間未満			
35		(III)	33,34,36,37,38,39,40,42,54	125	不要	特定者	日ごと	2時間以上			
36		(IV)	(1)	33,34,35,37,38,42,54	800	不要	特定者	日ごと			1人
37			(2)	33,34,35,36,38,42,54	500	不要	特定者	日ごと			2人
38			(3)	33,34,35,36,37,42,54	400	不要	特定者	日ごと			3人以上8人以下
39		(V)	33,34,35,42,54	500	不要	特定者	日ごと	<p>・喀痰吸引等研修受講</p> <p>・喀痰吸引等事業者(特定行為事業者)の登録が必要</p> <p>医療機関との連携により、訪問した看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、たんの吸引等が必要となる利用者につき日ごとに算定(看護職員1人1日当たり)</p>			
40		(VI)	33,34,35,36,37,38,54	100	不要	特定者	日ごと	<p>研修を修了した介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に、たんの吸引等を行った利用者につき日ごとに算定可</p>			

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ	
41	医療連携体制加算	(VII)	42,54	39	必要	全員(上限有り)	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本報酬を算定している利用者が算定対象</li> <li>※看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人まで。</li> <li>都に届け出た適用開始日以降、日ごとに算定可</li> <li>看護師を配置(看護資格を有するGH従事者の配置でも可)</li> <li>または訪看stとの契約により看護師を確保(准看護師は不可)</li> <li>看護師により24時間連絡できる体制を確保すること</li> <li>日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備すること</li> </ul>	32
42	看護職員配置加算	33,34,35,36,37,38,39,41	70	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本報酬を算定している利用者全員が算定対象</li> <li>都に届け出た適用開始日以降、日ごとに算定可</li> <li>基準上必要なGH従事者に加えて、看護職員(保健師、看護師、准看護師)を常勤換算方法で1以上かつ利用者の数を20で割った数以上配置</li> <li>日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導、医療機関との連絡調整等を行うこと</li> </ul>	32	
43	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	R6新設 (I)	-	51	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚、聴覚、言語障害のある利用者が全利用者の50%以上を占めている場合に、利用者全員につき日ごとに算定可</li> <li>視覚障害者等との意思疎通に専門性を有する職員を一定数加配すること</li> </ul>	-
44		(II)	-	41	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚、聴覚、言語障害のある利用者が全利用者の30%以上を占めている場合に、利用者全員につき日ごとに算定可</li> <li>視覚障害者等との意思疎通に専門性を有する職員を一定数加配すること</li> </ul>	-
45	R6新設 高次脳機能障害者支援体制加算			41	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>高次脳機能障害を有する利用者が30%以上を占めている場合</li> <li>高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を一定数配置し、その旨公表している場合に算定可</li> </ul>	-

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
46	(I)	50,54,55,56	360	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者(重度障害者等包括支援の対象となる者。受給者証等で確認)が算定対象</li> <li>・生活支援員について、基準上必要な員数に加え、適切な支援を行える数を加配</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置</li> <li>・行動障害を有する者がいる場合等に支援計画シート等の作成が必要</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等を修了した生活支援員を20%以上の割合で配置</li> </ul>	33 34
47	R6新設 +α①	-	500	不要	特定者	日ごと	重度障害者支援加算(I)が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、最初にサービスを提供した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算する。	
48	R6新設 +α②	-	150	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度障害者支援加算(I)が算定されていて、中核的人材養成研修修了者を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨の届出をしている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</li> <li>・行動関連項目合計点数が18点以上の利用者が算定対象</li> </ul>	
49	R6新設 +α③	-	200	不要	特定者	日ごと	+α②の加算が算定されている指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、最初にサービスを提供した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算する	

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
50	重度障害者支援加算	(Ⅱ)	46,55,56	180	必要	特定者	日ごと	33 35
52		R6新設 +α④	-	400	不要	特定者	日ごと	
51		R6新設 +α⑤	-	150	必要	特定者	日ごと	
53		R6新設 +α⑥	-	200	不要	特定者	日ごと	
54	医療的ケア対応支援加算	33,34,35,36,37,38,39,40,41,46	120	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準上必要なGH従事者に加えて、看護職員(保健師、看護師、准看護師)を常勤換算方法で1以上配置</li> <li>・医療的ケアが必要な利用者が算定対象</li> </ul>	-
55	強度行動障害者体験利用加算	46,50	400	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験利用サービスを利用した強度行動障害者が算定対象</li> <li>・強度行動障害者養成研修(実践研修)等を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置</li> <li>・行動障害を有する者がいる場合等に支援計画シート等の作成が必要</li> <li>・強度行動障害者養成研修(基礎研修)等を修了した生活支援員を20%以上の割合で配置</li> </ul>	-

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
56	強度行動障害者 地域移行特別加算	46,50	300	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害者に対し、退所後1年以内に限り日ごとに算定可</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した生活支援員を20%以上の割合で配置</li> <li>・個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うこと</li> </ul>	-
57	精神障害者 地域移行特別加算	58	300	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院に1年以上入院していた精神障害者に対し、退院後1年以内に限り日ごとに算定可</li> <li>・社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の資格を有するサービス管理責任者を配置</li> <li>・精神科病院との日常的な連携(通院支援)、対象利用者との定期及び随時の面談、日中活動の選択、利用、定着支援その他必要な支援を行うこと</li> <li>・運営規程に定める主たる対象とする障害者に精神障害者を含んでいる</li> </ul>	-
58	地域生活移行 個別支援特別加算	57	670	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設等を退所等してから3年を経過していない者等で、保護観察所等との調整により利用を開始した者が算定対象</li> <li>・3年以内の期間において、日ごとに算定可</li> <li>・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置し、当該有資格者による指導体制を整えること</li> <li>・適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置</li> <li>・GH従業者に対し、医療観察法に基づく通院決定を受けている者又は刑事施設等を釈放された障害者の支援に関する研修を年1回以上開催すること(毎年都へ報告が必要)</li> <li>・保護観察所、精神保健福祉センター等との協力体制を整えていること</li> <li>・個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助等を行うこと</li> </ul>	36

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
59	R6新設 自立生活支援加算	(I)	60,61,62 63,64	1000	不要	特定者	月1回 ・ <u>居室における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者</u> の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、 <u>6月以内の期間(退去した月まで)に、月に1回に限り算定可</u> ・個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、以下の内容を含む支援を、適切に提供しなければならない。 (ア) 住居の確保に係る支援 (イ) 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言 (ウ) 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整 ・当該利用者が <u>退居後に他の社会福祉施設等に入所すること等を希望している場合は、算定不可</u>	37
		+α①	-	35	必要	特定者	月1回 ・居住支援法人又は居住支援協議会对して、 <u>月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する</u>	
		+α②	-	500	不要	特定者	月1回 ・居住支援法人と共同して、利用者に対して居室における生活上必要な説明及び指導を行った上で、 <u>(自立支援)協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。</u>	
60	自立生活支援加算(II)	59,61,62 63,64	500	不要	特定者	退去前 2回 退去後 1回 【日中サービス支援型のみ】 ・ <u>居室における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者</u> の退去に先立って、退去後の生活の相談援助を行い、退去後に生活する居室を訪問し、各種連絡調整等を行った場合に、 <u>入居中2回を限度</u> として算定可 ・退去後30日以内に、当該利用者の居室を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、 <u>退去後1回を限度</u> として算定可 ・行った相談援助、連絡調整等について記録を作成すること ・当該利用者が <u>退居後に他の社会福祉施設等に入所する場合等は、算定不可</u>		

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
61	R6新設 自立生活支援加算(Ⅲ)	利用期間が3年以内	59,60	80	必要	特定者	<p>・以下を満たす事業所において、<u>居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者</u>の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、<u>日ごと</u>に算定可</p> <p>① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居(移行支援住居)を1以上有すること</p> <p>② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること</p> <p>③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であつて、かつ、<u>社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7:1以上配置</u>されていること</p> <p>④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること</p> <p>⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること</p> <p>⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、<u>利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有</u>すること</p> <p>⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、(自立支援)協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、<u>住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告</u>すること</p>	37
62		利用期間が3年超～4年以内	59,60	72	必要	特定者		
63		利用期間が4年超～5年以内	59,60	56	必要	特定者		
64		利用期間が5年を超える	59,60	40	必要	特定者		
参考	R6新設 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費	-	2000	不要	特定者	月1回	<p>・自立生活支援加算(Ⅰ)又は自立生活支援加算(Ⅲ)を算定していた利用者に対し、<u>居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助を行った場合に、退居した月から3月以内の期間に、月に1回に限り、算定可</u>(ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居した月から6月以内の期間に、月に1回限り、算定可)</p> <p>・一人暮らし等への移行に向けた個別支援計画が作成されていること</p> <p>・おおむね週に1回以上、以下のような利用者への対面による支援を行うこと</p> <p>(ア) 利用者の居宅への訪問による心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況の把握</p> <p>(イ) 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言</p> <p>(ウ) 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整</p> <p>(エ) 協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携</p>	37
65	通勤者生活支援加算	-	18	必要	全員	日ごと	<p>・<u>一般就労</u>(就労移行支援、就労継続支援は除く)している利用者が50%以上を占める場合に、利用者全員につき日ごとに算定可</p> <p>・利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・援助、金銭管理の指導等、日常生活上の支援を行うこと</p>	-

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ	
66	R6新設 ピアサポート実施加算、 退居後ピアサポート実施加算	-	100	必要	特定者	月1回	以下いずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に月に1回に限り算定可 ① 自立生活支援加算(Ⅲ)又は退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費を算定していること。 ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上(うち1名は障害者等)配置していること。 ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	37	
67	R6新設 障害者支援施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	-	10	必要	全員	月1回	以下いずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た共同生活援助事業所において、共同生活援助を行った場合に、月に1回に限り算定可 ① 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している ② 協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。 ③ 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること	38
68		(Ⅱ)	-	5	必要	全員	月1回	医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た共同生活援助事業所において、共同生活援助を行った場合に、月に1回に限り算定可	
69	R6新設 新興感染症等施設療養加算	-	240	不要	特定者	日ごと	利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している共同生活援助事業所において、当該利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、共同生活援助を行った場合に、月に1回、連続する5日を限度として所定単位数を加算する。 ※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。	38	

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
70	福祉・介護職員等 処遇改善加算	-	※	<b>必要</b>	全員	日ごと	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対して、サービスを行った場合に算定	39 40

※加算類型及びサービス類型による

手続き等の窓口は**処遇改善加算担当(障害福祉)**になります。  
 連絡先:03-5320-4230  
 (居住支援担当への手続きだけでは算定できません)

上記は主な要件を抜粋し、簡略化したものです。  
 実際の算定にあたっては、必ず全ての要件を  
 確認してください。

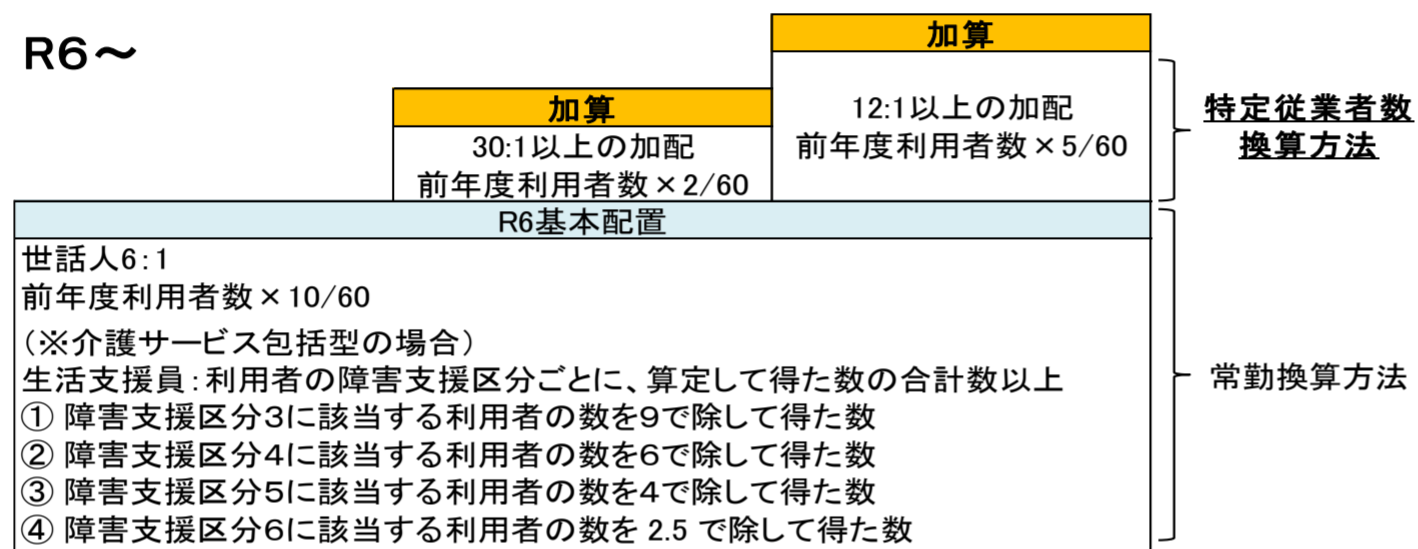
# 人員配置体制加算

- ・置くべき人員配置(世話人及び生活支援員)の人数に加え、利用者数に応じて、一定数の世話人等を加配した場合に算定できるもの
- ・算定に当たっては、※特定従業者数換算方法によるものとする。

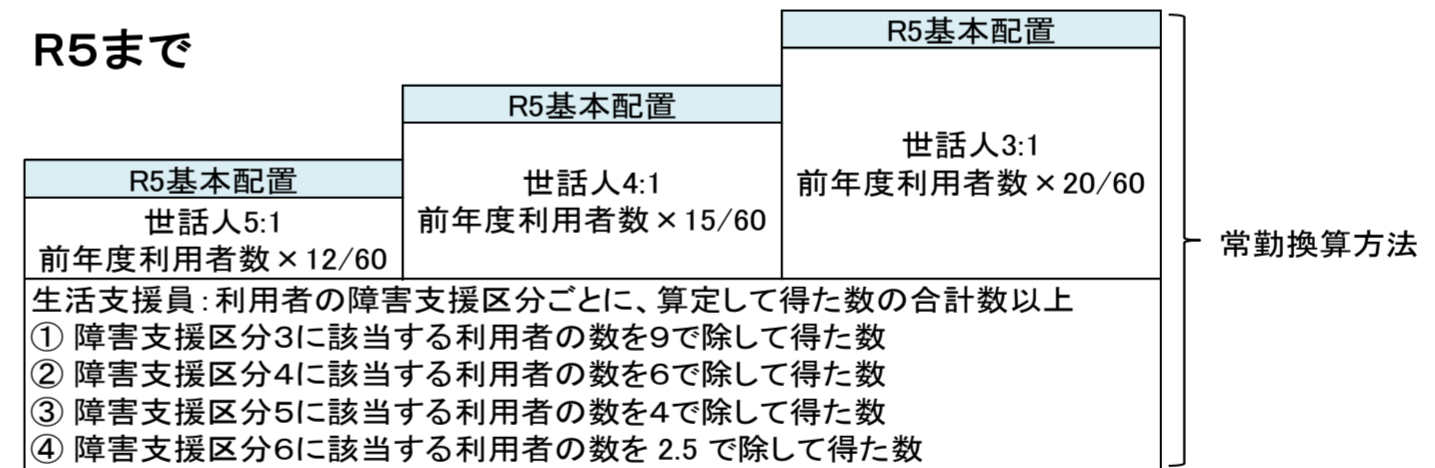
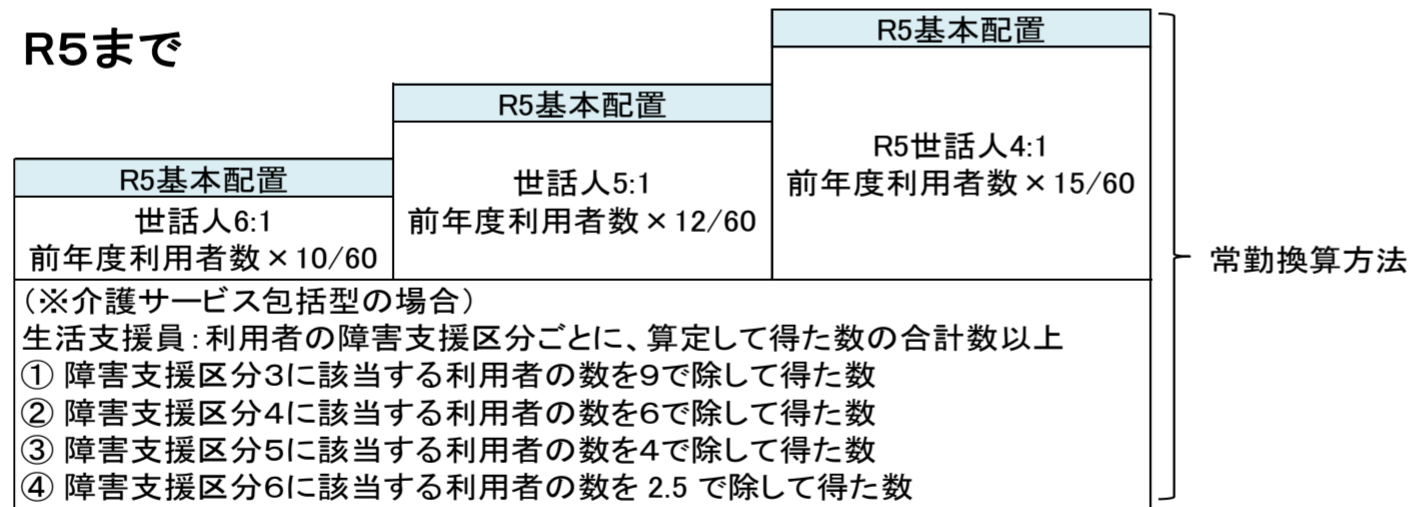
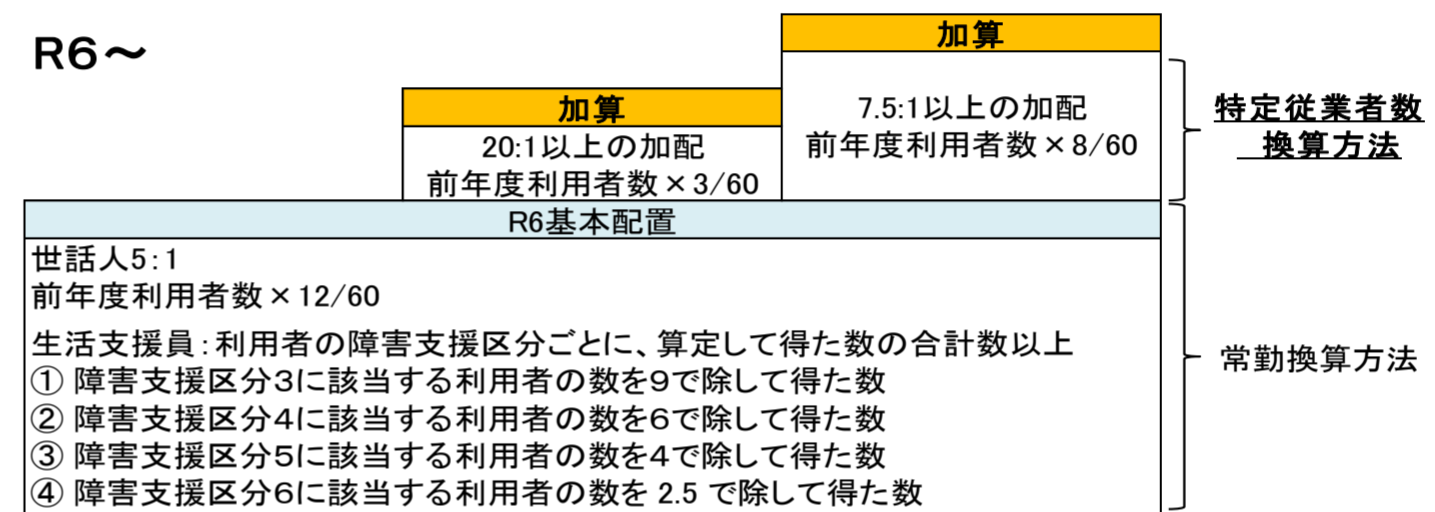
## ※「特定従業者数換算方法」とは…

当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する世話人等(世話人基本配置6:1及び生活支援員必要数)及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数」に変えて「40時間」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法

### 介護サービス包括型・外部サービス利用型



### 日中サービス支援型



(例) 利用者を15人(区分6が5人、区分5が4人、区分4が6人)とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合に、人員配置体制加算(I)を算定するために確保すべき勤務時間の延べ数を、1週間の間に、

(一) 指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等

- ア 世話人  
・40時間 × (15 ÷ 6)人 = 100時間
- イ 生活支援員  
・区分6: 40時間 × (5 ÷ 2.5)人 = 80時間  
・区分5: 40時間 × (4 ÷ 4)人 = 40時間  
・区分4: 40時間 × (6 ÷ 6)人 = 40時間

(二) 当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等

- ・40時間 × (15 ÷ 12)人 = 50時間

合計 310時間 【特定従業者数換算方法により算出】

延べ合計 308時間以上確保する必要がある。この例において、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間が1週間32時間とした場合には、指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人等の勤務時間の延べ数は、

(三) 世話人

- ・32時間 × (15 ÷ 6)人 = 80時間

(四) 生活支援員

- ・区分6: 32時間 × (5 ÷ 2.5)人 = 64時間  
・区分5: 32時間 × (4 ÷ 4)人 = 32時間  
・区分4: 32時間 × (6 ÷ 6)人 = 32時間

合計 208時間 【常勤換算方法により算出】

延べ208時間となることから、人員配置体制加算(I)を算定するために加配すべき世話人等の勤務時間の延べ数は、310時間 - 208時間 = 102時間以上確保する必要がある。

# 夜間支援等体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

※ 日中サービス支援型は算定できない

## 夜間支援等体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)について

### 【夜間支援等体制加算(Ⅰ)と(Ⅱ)の違い】

- (Ⅱ)・・・基本的に、夜間に支援が必要な利用者が居住するグループホームに宿直を行う夜間支援従事者を配置。夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。
- (Ⅰ)・・・●上記の内容に加え、就寝準備の確認、寝返りや排泄の支援等を行うこととし、支援の内容について個々の利用者ごとに個別支援計画に位置付ける。
  - 夜勤を行う専従の夜間支援従事者を配置する。

### 【算定方法】

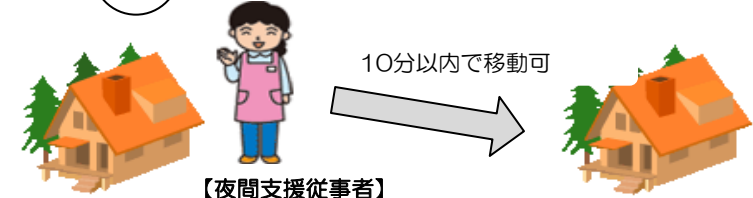
- 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。
- 原則として、夜間支援対象利用者数＝前年度の平均利用者総数(前年度の全利用者の延べ数÷前年度の開所日数)となる。ただし、年度途中で新規開設、ユニット増、定員の増があった場合には、増えた定員数×90%を夜間支援対象利用者数として加える。
- ※前年度の利用者数については、入居した日を含み、退去した日を含めずに、在籍している日数をカウントする(入院中や帰省中も含める)。

### 【その他】

- 夜間の時間帯は法人が定める(ただし、午後10時から午前5時までは最低限含むこととする。)
- 都夜間加算は、国夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出をもって認定する。
- 日単位で(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかの算定が可能

例

一人の夜間支援従事者(ユニットA常駐)が2ユニットの利用者を支援している場合。



【ユニットA】  
現利用者 7名  
夜間支援対象利用者数 7名

【ユニットB】  
現利用者 7名  
夜間支援対象利用者数 6名

【夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)について】  
○現利用者数は計14人(ユニットA7人+ユニットB7人)だが、「夜間支援対象利用者数13人」(夜間支援対象利用者数ユニットA7人+ユニットB6人=13人)の報酬を算定

## 夜間支援等体制加算(Ⅲ)について

夜間防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合に算定可能

夜間防災体制の確保とは・・・警備会社と警備業務委託契約の締結が必要  
常時の連絡体制の確保とは・・・以下のいずれかが必要

- (1)職員が常駐
- (2)携帯電話等により夜間の連絡体制を確保
- (3)夜間支援を委託されたものにより連絡体制を確保

※緊急時の連絡先や連絡方法を運営規程に定め、住居内に掲示が必要

### 【算定方法】

- 上記の体制を確保しているユニットの利用者全員に10単位を算定
- (Ⅰ)及び(Ⅱ)との併算定は不可

## 【(Ⅰ)、(Ⅱ)における夜間支援対象利用者数の見直しについて】

夜間支援対象利用者数については、毎年年度当初に見直しを行う必要があります。ユニットの開設時期又は最後に定員を増やした時期に応じて以下のとおり見直しを行い、夜間支援対象利用者数に変更が生じる場合は届出を行ってください。

4月1日時点において、ユニットを開設した時点又は最後に定員を増やした時点から、

### (1)1年以上が経過している場合

⇒前年度1年間の平均利用者数を夜間支援対象利用者数とする

### (2)6ヶ月以上1年未満が経過している場合

⇒直近6ヶ月間の平均利用者数を夜間支援対象利用者数とする

### (3)6ヶ月未満しか経過していない場合

⇒定員数×90%を夜間支援対象利用者数とする

※年度途中においても、ユニット増や定員増があった場合は、夜間支援対象利用者数を変更してください。

※定員を減少する場合は、減少後3ヶ月分の平均利用者数により、変更が生じる場合は届出を行います。

# 夜間支援等体制加算(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)

※ 日中サービス支援型は算定できない

## 夜間支援等体制加算(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)について

例：夜間(Ⅳ)

夜間支援体制(Ⅰ)を取得し、常駐する夜間支援従事者が各1人いるA・B・Cユニットに対して、夜間支援従事者1名が巡回を行う場合  
※夜間勤務時間は22:00~5:00

### 【夜間支援等体制加算(Ⅳ)・(Ⅴ)・(Ⅵ)】

(Ⅳ)・・・夜間に支援が必要な利用者が居住するグループホームに夜勤を行う夜間支援従事者を配置する夜間支援体制(Ⅰ)を取得している住居に対して、更に、**夜間支援体制時間の全てを通して**、夜勤を行う夜間支援従事者を1名以上巡回させる。  
当該巡回夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や利用者の排せつ・移動支援、電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う。

例) 各住居に常駐する夜間支援従事者の休憩時間の間、当該住居の利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や利用者の排せつ・移動支援、電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う。

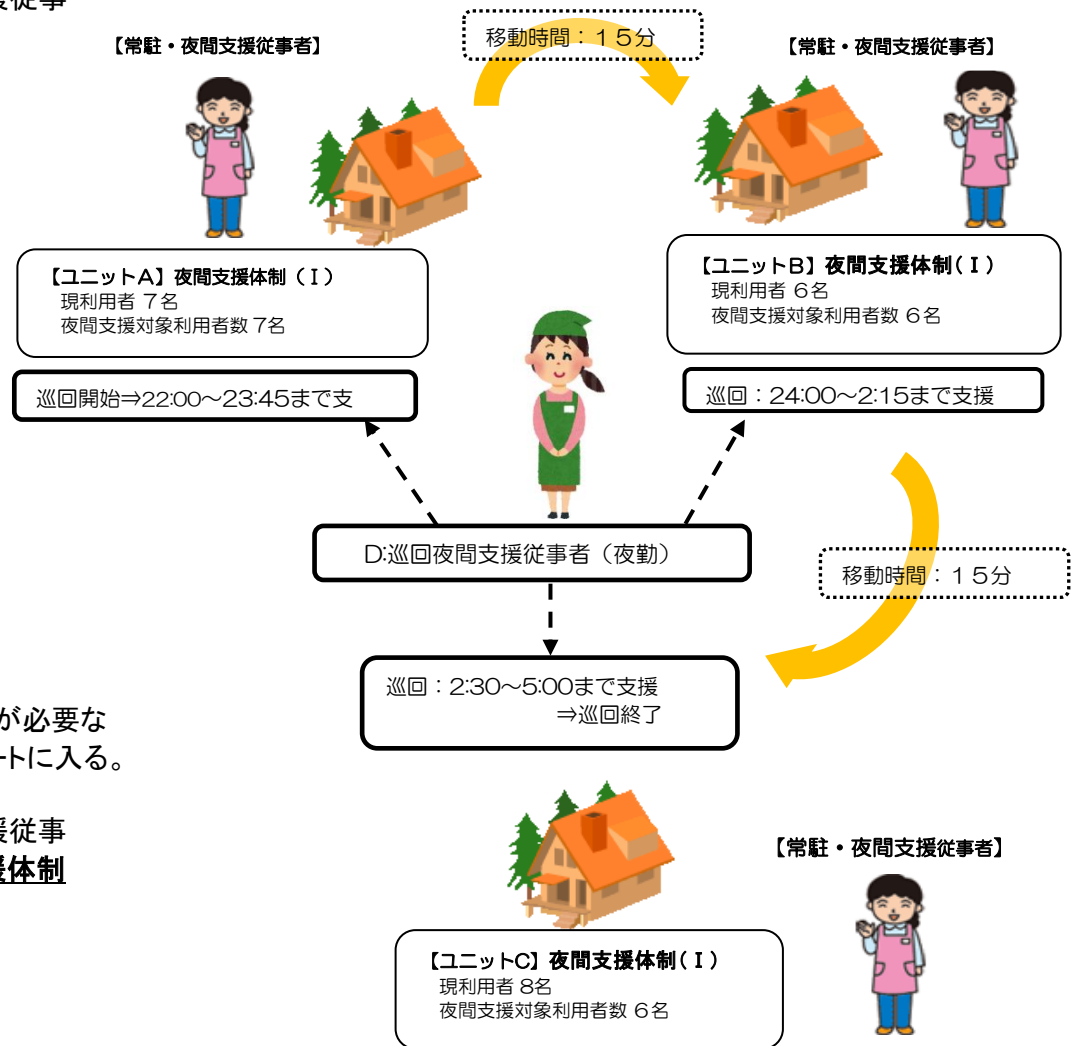
(Ⅴ)・・・夜間に支援が必要な利用者が居住するグループホームに夜勤を行う夜間支援従事者を配置する夜間支援体制(Ⅰ)を取得している住居に対して、更に、**夜間支援体制時間の一部の時間帯(2時間以上)において**、夜勤を行う夜間支援従事者を1名以上巡回させる。  
当該巡回夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や利用者の排せつ・移動支援、電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う。

例) 1つまたは複数の住居において、特に複数の夜間支援従事者による支援が必要な重度の利用者がいる場合などに、当該利用者の支援を行う時間帯にサポートに入る。

(Ⅵ)・・・夜間に支援が必要な利用者が居住するグループホームに夜勤を行う夜間支援従事者を配置する夜間支援体制(Ⅰ)を取得している住居に対して、更に、**夜間支援体制時間の全てを通して**、**宿直対応を行う夜間支援従事者**を1名以上巡回させる。  
当該巡回夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や利用者の排せつ・移動支援、電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う。

### 【夜間支援等体制加算対象者】

- 夜間支援対象利用者数  
例の場合、ユニットA・7名+ユニットB・6名+ユニットC・6名=19名となる。  
なお、**巡回夜間支援従事者1人について算定できる夜間支援対象者数は、30人を上限とする。**



# 福祉専門職員配置等加算

## ■加算概要

- 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 10単位 … **常勤**の世話人又は生活支援員について、**資格保有者(※)を35%以上雇用**
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 7単位 … **常勤**の世話人又は生活支援員について、**資格保有者(※)を25%以上雇用**  
※対象資格：社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 4単位 … 世話人又は生活支援員のうち、**①75%以上が常勤職員** 又は  
**②常勤者のうち勤続3年以上の者が30%以上**

## ■具体的な考え方

**「常勤」**：各事業所において定められる**常勤従業者が勤務すべき時間数に達している従業者**であり、正規・非正規の別は問わない  
 ※**兼務がある場合**、当該事業所の直接処遇職員として**1週間の勤務時間の2分の1を超える時間**に従事していれば、一人の常勤の直接処遇職員として評価される。ただし、(Ⅲ)①に限り、2分の1以下でも常勤として評価する。

(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)②の常勤者

### 【例】

職種	職員	勤務形態	勤務場所	資格	勤務時間数							週の合計勤務時間	常勤換算	兼務の内容	常勤者	うち、有資格者	備考
					月	火	水	木	金	土	日						
世話人	A	常勤・専従	Aユニット	精神保健福祉士	8	8		8	8	8		40	3.4		○	○	
	B	常勤・兼務	Bユニット	作業療法士	8		8	4	4		8	32		夜間支援員(8時間)	○		作業療法士は対象資格に含まれない
	C	常勤・兼務	全ユニット	社会福祉士			8			8		16		サービス管理責任者(24時間)			週20時間以下のため常勤者に数えない
	D	常勤・兼務	全ユニット			4	4	8		4	4	24		夜間支援員(16時間)	○		週20時間を超えるため常勤者に数える
	F	非常勤・専従	全ユニット	精神保健福祉士		8			8	8		24					週の合計勤務時間が40時間に達してない
生活支援員	G	非常勤・兼務	全ユニット		4	4			4	4		16	0.8	夜間支援員(16時間)			週の合計勤務時間が40時間に達してない
	H	非常勤・兼務	全ユニット		4		4	4		4		16		夜間支援員(16時間)			週の合計勤務時間が40時間に達してない

(Ⅲ)①の常勤職員

※就業規則に定める常勤者の勤務時間数：週40時間 ⇒ (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)②については法人内で40時間勤務のある職員のうち、半分の20時間を超えて配置されている常勤職員を常勤者とする

※サービス管理責任者や夜間支援員として従事している時間は、世話人または生活支援員の勤務時間数には含まれない。

☆ 常勤有資格者(A) / 常勤者(A, B, D) = 1 / 3 = 0.333... ⇒ 25%以上35%未満なので、福祉専門職員等配置加算(Ⅱ)を算定可

## ■留意事項

- (Ⅲ)①の計算方法 … 全ての常勤の直接処遇職員の数(勤務時間を問わない) / 直接処遇職員の常勤換算方法での総数  
【上の例】 4 / 4.2 ≒ 95.2% ≥ 75%
- (Ⅲ)②の「勤続3年以上」 … 加算申請を行う前月末日時点までの期間  
(同法人の他の障害福祉サービス事業所等の従事期間も含めることができる)

# (長期)帰宅時支援加算、(長期)入院時支援特別加算

## ■加算単位数

- ・帰宅時支援加算 ①月の帰宅期間の日数の合計が3日以上7日未満 … 187単位/月  
②月の帰宅期間の日数の合計が7日以上 … 374単位/月
- ・長期帰宅時支援加算 ①介護サービス包括型 … 40単位/日  
②日中サービス支援型 … 50単位/日  
③外部サービス利用型 … 25単位/日
- ・入院時支援特別加算 ①月の入院期間の日数の合計が3日以上7日未満 … 561単位/月  
②月の入院期間の日数の合計が7日以上 … 1,122単位/月
- ・長期入院時支援特別加算 ①介護サービス包括型 … 122単位/日  
②日中サービス支援型 … 151単位/日  
③外部サービス利用型 … 76単位/日

### <留意事項>

- ・(長期)帰宅時支援加算  
「家族等の居宅等への帰省等」が要件であるため、単に外泊しただけでは算定対象とならない。
- ・帰宅初日、帰宅最終日、入退院日  
グループホーム内での支援があれば、**基本報酬の算定が可能**となるため、それぞれ帰宅期間や入院期間には含めない。

## ■具体的な考え方

### 【例①】 帰宅時支援加算の算定

※毎週金曜の夕方通所先から帰宅、月曜の朝通所し、夕方通所先からGHに戻るケース

⇒ **帰宅期間9日間**なので、**7日以上**の単位を算定

月	火	水	木	金	土	日
				1 帰宅 (基本報酬)	2 帰宅期間 ①	3 帰宅期間 ②
4 GHに戻る (基本報酬)	5 GH (基本報酬)	6 GH (基本報酬)	7 GH (基本報酬)	8 帰宅 (基本報酬)	9 帰宅期間 ③	10 帰宅期間 ④
11 GHに戻る (基本報酬)	12 GH (基本報酬)	13 GH (基本報酬)	14 GH (基本報酬)	15 帰宅 (基本報酬)	16 帰宅期間 ⑤	17 帰宅期間 ⑥
18 GHに戻る (基本報酬)	19 GH (基本報酬)	20 GH (基本報酬)	21 GH (基本報酬)	22 帰宅 (基本報酬)	23 帰宅期間 ⑦	24 帰宅期間 ⑧
25 GHに戻る (基本報酬)	26 GH (基本報酬)	27 GH (基本報酬)	28 GH (基本報酬)	29 帰宅 (基本報酬)	30 帰宅期間 ⑨	

### 【例②】 入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算の算定

※入院日:4月21日、退院日:6月19日 (介護サービス包括型事業所)

⇒ 4月…入院時支援特別加算、5、6月…長期入院時支援特別加算

- 4月21日 … 基本報酬(入院日)
- 4月22日 ~ 4月30日 … **入院時支援特別加算**(1,122単位/月)を選択(9日間)
- 5月1日 ~ 5月2日 … 加算算定対象外
- 5月3日 ~ 5月31日 … **長期入院時支援特別加算**(122単位/日)を選択(29日間)
- 6月1日 ~ 6月2日 … 加算算定対象外
- 6月3日 ~ 6月18日 … **長期入院時支援特別加算**(122単位/日)を選択(16日間)
- 6月19日 … 基本報酬(退院日)

4月については、長期入院時支援特別加算での算定も可能ですが、入院時支援特別加算を算定した場合よりも低い単位となります。

$$122\text{単位} \times (9-2)\text{日} = 854\text{単位} \leq 1,122\text{単位}$$

## 医療連携体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)

### 医療連携体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

医療的ケアを必要としない利用者に対して、医療機関等との連携により、看護職員をグループホームに訪問させ、当該看護職員が一人の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき加算する。

※1回の訪問につき8名を限度とする。

- (Ⅰ) 看護提供が1時間未満
- (Ⅱ) 看護提供が1時間以上2時間未満
- (Ⅲ) 看護提供が2時間以上

### 医療連携体制加算(Ⅳ)

看護職員が医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき加算する。

※1回の訪問につき8名を限度とする。

- (1) 看護提供対象者が1名
- (2) 看護提供対象者が2名
- (3) 看護提供対象者が3名以上

### 医療連携体制加算(Ⅴ)

看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき加算する。

### 医療連携体制加算(Ⅵ)

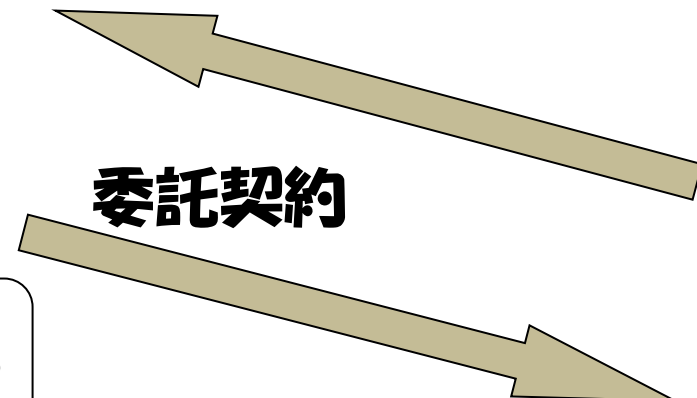
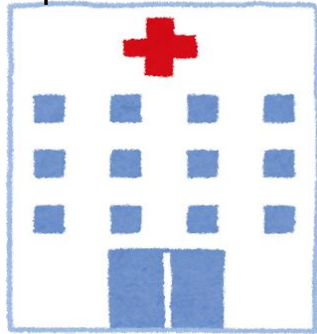
喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき加算する。

### 医療連携体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)に関する共通事項

- 看護職員配置加算を算定している場合は算定できない。
- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について、医療機関等と委託契約を締結する。
- 連携する医療機関から看護の提供等に関する指示を受ける。
- 当該障害者に関する必要な情報を、保護者・主治医等を通じてあらかじめ入手し、本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努める。
- 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設等に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守したうえで、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。
- 必要となる衛生材料、医薬品等の費用はグループホームが負担する。  
なお、医療保険の算定対象となる医薬品等については、適正な診療報酬を請求すること。  
(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」参照)

## 医療連携体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ ～因解

医療機関等



委託契約

事業所



- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について事業所と医療機関等とが委託契約を締結する。
- 利用者に関する必要な情報を提供する。
- 看護師は事業所で雇用した者でも可（※）
- 委託契約締結した病院の医師から看護師に指示をしてもらう。（内容は書面で残す。）

- 委託契約を締結した医師から看護の提供や指導等に関する指示を受ける。



主治医

利用者

- 利用者に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じあらかじめ入手し、医療機関への提供について本人へ同意を得る。



- 病院の医師の指示を受け、利用者に医療的ケアを行う。
- 看護の提供は具体的な看護内容等を記録しておく。
- 主治医に対し定期的に医療的ケアの実施状況を報告する。

※保健師・看護師・准看護師の資格を有する者が医療的ケア又は喀痰吸引等に係る指導を行った場合についても加算の対象になる。（その場合は当該業務に係る勤務時間は基準上必要な常勤換算の時間数には含めないこと）  
（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.1 問8）

# 医療連携体制加算(Ⅶ)、看護職員配置加算

■ 看護職員の配置に関する加算については、以下のとおりです。

	医療連携体制加算(Ⅶ)	看護職員配置加算
単位	39単位	70単位
資格	看護師 ※准看護師は対象外	看護職員(保健師、看護師、准看護師)
配置方法	事業所の職員として配置(世話人等としての配置も可、他事業所の職員との併任可)または訪問看護ステーション等との提携等により、必要な時間看護師を確保する。 <u>看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とする。</u>	基準上必要とされる世話人等の配置に加え、専従の看護職員を常勤換算方法で1以上かつ利用者数を20で除した数以上配置する。
その他の要件	<p>○看護師により24時間連絡できる体制を確保</p> <p>○行うべき具体的なサービス</p> <p>以下の業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する日常的な健康管理</li> <li>・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整</li> </ul> <p>※単に「オンコール体制」をとるだけでは算定不可</p> <p>○「重度化した場合における対応に係る指針」の作成</p> <p>盛り込むべき項目例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①急性期における医師や医療機関との連携体制</li> <li>②入院期間中におけるGHにおける家賃や食材料費の取扱い など</li> </ol> <p>※重要事項説明書に盛り込むなど、書面として整備し、利用者の入居に際して説明しておくことが重要</p>	<p>○利用者の状況に応じて以下の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する日常的な健康管理</li> <li>・医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等(喀痰吸引等に係る指導を含む)</li> <li>・定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援</li> <li>・看護職員による常時の連絡体制の確保</li> <li>・重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意</li> </ul> <p>○「重度化した場合における対応に係る指針」の作成</p> <p>盛り込むべき項目例</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①急性期における医師や医療機関との連携体制</li> <li>②入院期間中におけるGHにおける家賃や食材料費の取扱い など</li> </ol> <p>※重要事項説明書に盛り込むなど、書面として整備し、利用者の入居に際して説明しておくことが重要</p>
留意事項	看護職員配置加算との併用は不可	医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅴ)及び(Ⅶ)との併用は不可
届出時の必要書類	第2号様式、付表7、別紙1、別紙17、看護師の資格証または訪問看護ステーション等との契約書等の写し、重度化対応の指針、職員配置状況確認調査票(看護師を雇用した場合)	第2号様式、付表7、別紙1、別紙32、看護職員の資格証の写し、重度化対応の指針、職員配置状況確認調査票

# 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

## 1 強度行動障害を有する者の受入体制の強化 <重度障害者支援加算の拡充>

**【新設①】**  
共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等を評価する加算を新設する。

**【新設②】**  
共同生活援助において、行動関 連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。  
この場合も、初期のアセスメント等を評価する加算を設定する。

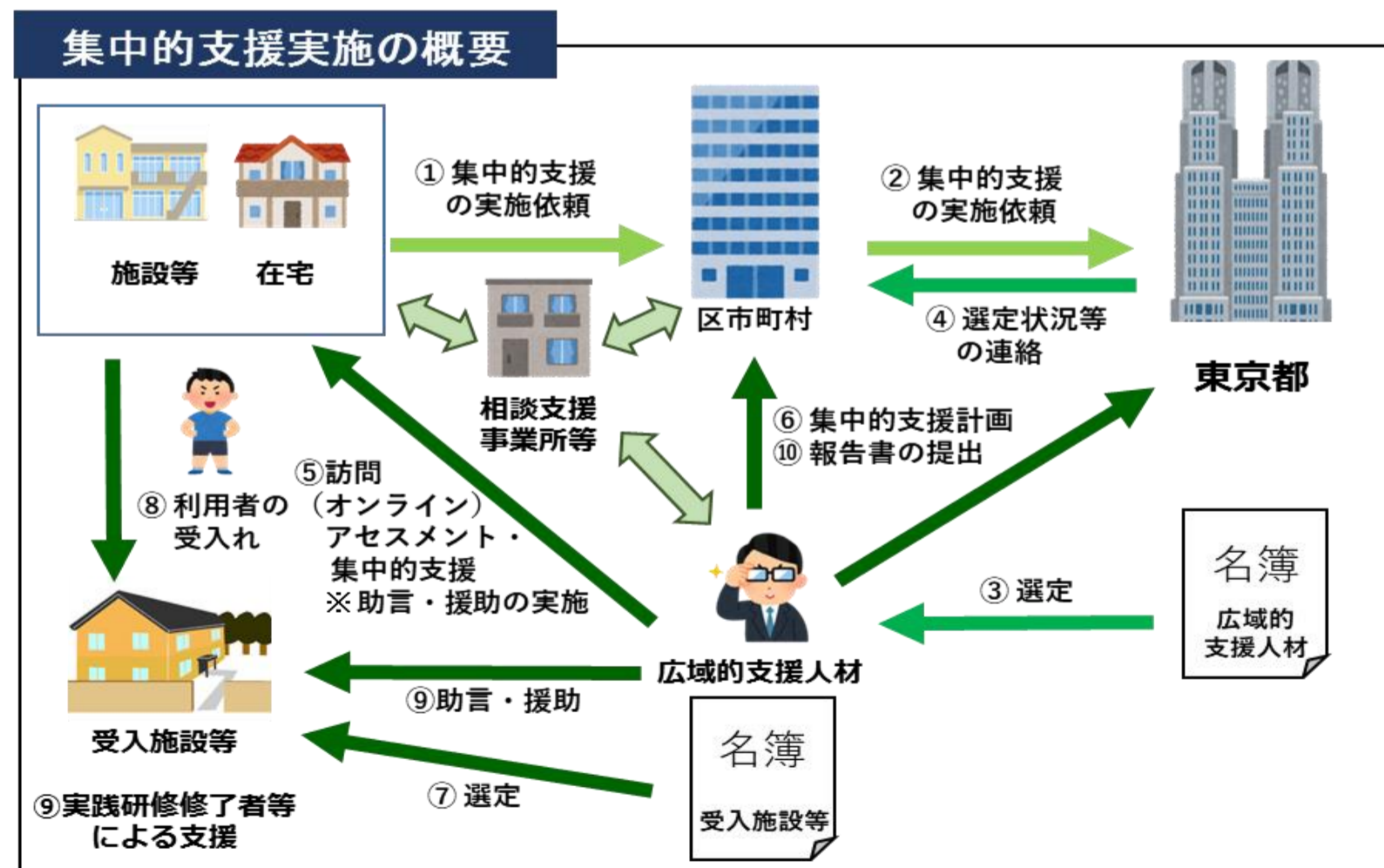
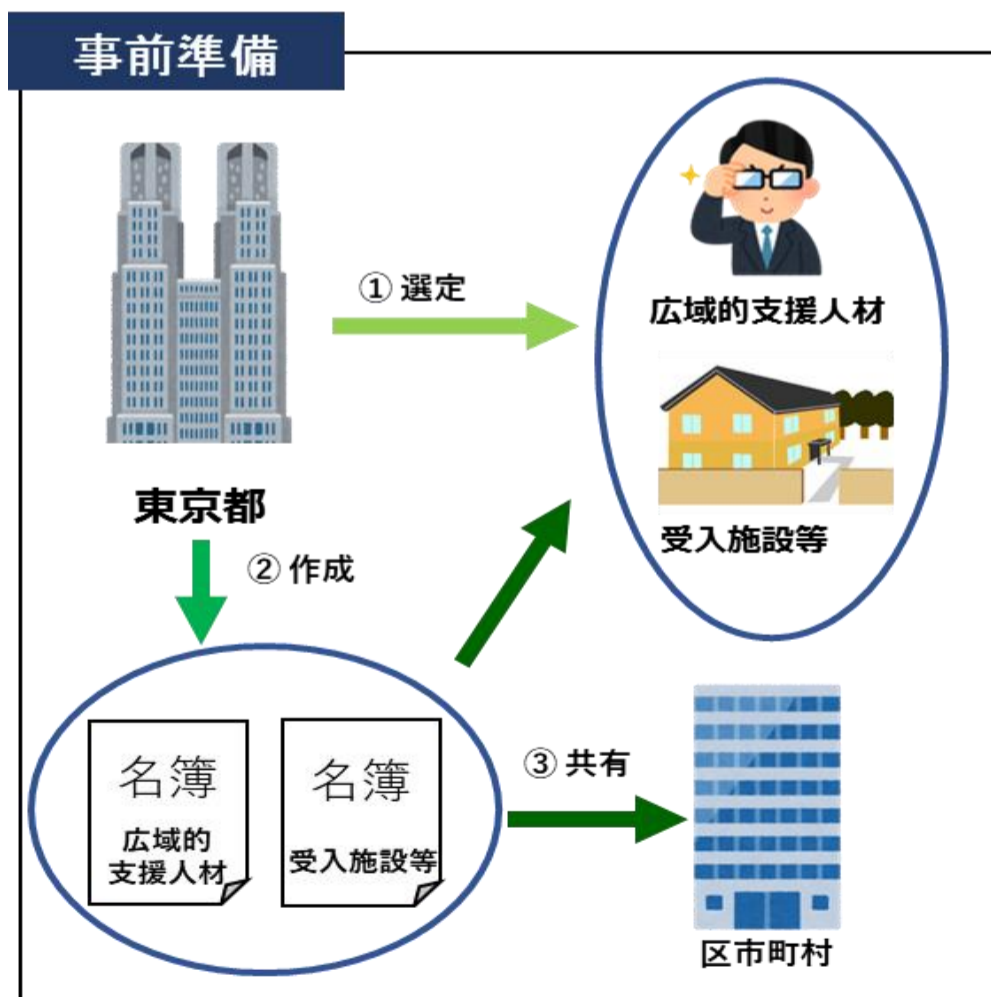
重度障害者支援加算(Ⅰ)	重度障害者等包括支援の対象者 ※実践研修修了者配置	【新設②】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	(Ⅰ)	+α①	+α②
重度障害者支援加算(Ⅱ)	受入・体制 360単位	【新設①】初期 500単位	個別支援 +150単位
	(Ⅱ)	+α④	+α⑤
重度障害者支援加算(Ⅲ)	受入・体制 180単位	【新設①】初期 400単位	個別支援 +150単位
	(Ⅲ)	+α⑥	+α⑦

## 2 状態が悪化した強度行動障害を有する者への集中的支援 <集中的支援加算の新設>

**【新設】**  
状態が悪化した強度行動障害者に対し、集中的支援を行った場合の評価を新設する。

集中的支援加算(Ⅰ) 【事業所訪問型】	1,000単位/回(※3月以内の期間に限り、月に4回を限度) 広域的支援人材が、当該障害者のいる施設等を訪問等し、集中的支援を実施
集中的支援加算(Ⅱ) 【居住支援活用型】	500単位/日(※3月以内の期間に限る) 集中的な支援を提供できる体制を備えている施設等が、当該障害者を受け入れ、集中的支援を実施

- 広域的支援人材… ア～ウのいずれか【都道府県等が選定】
  - ア 中核的人材養成研修の講師等(ディレクター・トレーナー)である者
  - イ 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者地域支援マネージャーである者
  - ウ その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者(※強度行動障害支援者養成研修の企画や講師・ファシリテーター等の取りまとめ等を行う役割を担っている者が望ましい)
- 居住支援活用型の集中的支援を実施する施設等… ア+イ 又は ウ 【都道府県等が選定】
  - ア 共同生活援助又は短期入所は「重度障害者支援加算Ⅰ又はⅡを算定できる体制にある
  - イ 強度行動障害者への標準的支援についての外部専門家を活用したコンサルを継続的に実施している
  - ウ 都道府県が実施している強度行動障害支援者養成研修への講師・ファシリテーター等の派遣に協力している



**<集中的支援の内容>**

(ア) 広域的支援人材が、加算対象者・事業所のアセスメントを実施

(イ) 広域的支援人材と事業所の従業者が共同して、環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための「集中的支援実施計画」を作成(計画は、概ね月に1回以上見直し)

(ウ) 事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援

(エ) 事業所が、広域的支援人材の訪問等を受け、当該者の状況や支援内容の確認・助言・援助を受ける

(オ) 指定計画相談支援事業所と緊密に連携 など

# 重度障害者支援加算 I

■ 重度障害者支援加算 360単位/日 : 重度障害者（**重度障害者等包括支援の対象となる者。受給者証で確認可**）が算定対象

別紙18

共同生活援助の重度障害者支援加算に係る届出書  
(兼・令和〇年度強度行動障害支援者養成研修等受講計画)

共同生活援助の重度障害者支援加算に係る届出書 (兼・令和〇年度強度行動障害支援者養成研修等受講計画)					
事業所の名称					
事業所の所在地					
連絡先	電話番号			担当者名	
	FAX番号				
重度障害者支援加算 (I)					
職員配置		研修の受講状況			
職種	氏名	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	喀痰吸引等研修(第1号又は第2号)	喀痰吸引等研修(第3号)
サービス管理責任者	A	有		有	
生活支援員	B				有
生活支援員	A	有			看護師資格保有
生活支援員	C				
生活支援員	D				
生活支援員	E				
生活支援員	F				
生活支援員	G				
生活支援員	H				

今年度の研修要件①(※1)を満たしている者の数	1	生活支援員の数	8	うち今年度の研修要件②(※2)を満たしている者の数及び割合	2 (25%)
-------------------------	---	---------	---	-------------------------------	---------

※1) サービス管理責任者又は生活支援員のうち1名以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎)又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者であること。

※2) 生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎)又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者であること。

## <研修要件①>

サービス管理責任者又は生活支援員のうち1名以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践)又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者であること。

⇒ ①'の欄が1以上となればよい

+

## <研修要件②>

生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎)又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者であること。

⇒ ②'の欄が20%以上となればよい

注1 職員配置欄には、当該事業所の**全てのサービス管理責任者、生活支援員を記載**してください。サービス管理責任者と生活支援員を兼務している場合は、同じ者であっても、サービス管理責任者と生活支援員それぞれ別に記載してください。

注2 職員が看護師又は准看護師の場合は「喀痰吸引等研修」欄に「看護師」若しくは「准看護師」と記載してください。

注3 職員が既に**重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程**を修了している場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎)を修了、職員が既に**行動援護従業者養成研修**の課程を修了している場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)を修了として「強度行動障害支援者養成研修」欄に「有」と記載してください。

# 重度障害者支援加算Ⅱ

■ 重度障害者支援加算 180単位/日 : 重度障害者(障害区分4以上に該当、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上の者。受給者証で確認可)が算定対象

別紙18			
共同生活援助の重度障害者支援加算に係る届出書 (兼・令和〇年度強度行動障害支援者養成研修等受講計画)			
事業所の名称			
事業所の所在地			
連絡先	電話番号	担当	
	FAX番号	者名	
重度障害者支援加算(Ⅱ)			
職員配置		研修の受講状況	
職種	氏名	強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)	強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)
サービス管理責任者	A	有	有
生活支援員	B	有	有
生活支援員	A		
生活支援員	C		
生活支援員	D		
生活支援員	E		
		②	①
今年度の研修要件①(※3) を満たしている者の数	生活支援員の数	うち今年度の研修要件②(※4) を満たしている者の数及び割合	
1	5	2 (40%)	
①'		②'	

## <研修要件①>

サービス管理責任者又は生活支援員のうち1名以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践)修了者であること。

⇒ ①'の欄が1以上となればよい

+

## <研修要件②>

生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎)修了者であること。

⇒ ②'欄が20%以上となればよい

注1 職員配置欄には、当該事業所の**全てのサービス管理責任者、生活支援員を記載**してください。サービス管理責任者と生活支援員を兼務している場合は、同じ者であっても、サービス管理責任者と生活支援員それぞれ別に記載してください。

注2 職員が既に**重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程**を修了している場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎)を修了、職員が既に**行動援護従業者養成研修**の課程を修了している場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)を修了として「強度行動障害者支援者養成研修」欄に「有」と記載してください。

# 地域生活移行個別支援特別加算

## 国算定要件

### 対象者要件

以下の2つの条件をすべて満たす者

- ① 医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設(刑務所等)若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3年を経過していない者
- ② 保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、グループホームを利用することになった者

### 支援内容

- ① 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、個別支援計画の作成
- ② 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ③ 日常生活や人間関係に関する助言
- ④ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- ⑤ 日中活動の場における緊急時の対応
- ⑥ その他必要な支援

### 施設要件

- ① 適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること(※)
- ② 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること
- ③ 従業者に対して、医療観察法に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること
- ④ 研修は、原則として事業所の従業者全員を対象に行われること
- ⑤ 加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等についての研修であること
- ⑥ 矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うこと
- ⑦ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること

## ※「適切な支援を行うために必要な数の世話人」について、都としては、以下のような人員配置を想定

- ①「事業所の定員」と「事業所の常勤有資格者数」の比率は「6:1」以上に厚くすることが望ましい。  
(有資格者が中心となって支援する旨規定されていることを考慮すると、利用者6名に対して、常勤の有資格者1名相当が確保されていることが望ましい。)
- ②「事業所内の全ユニット数」と「事業所の常勤有資格者数」の比率は「1:1」以上が望ましい。  
(有資格者が中心となって支援する旨規定されていることを考慮すると、1つのユニットに1名以上、常勤の有資格者が配置されていることが望ましい。)
- ③事業所全体の人員配置については、人員配置体制加算(Ⅰ)・(Ⅴ)又は(ⅩⅢ)以上が望ましい。  
(職員の経歴等、事業所の支援体制に支障がないと判断できる場合は、この限りではない。)

※基本的に上記①②③の内容を満たしていることが望ましいが、満たしていない場合は、別途適切な支援を行うに足りる配置ができていのかどうかを確認。

# グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

## ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

- 【現行】自立生活支援加算 500単位/回 \*入居中2回、退居後1回を限度
- 【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 \*6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。
- (現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 \*入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象
- (新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 \*移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
- ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。
- 【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 \*自立支援加算(Ⅲ)に加算
- 【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) \*自立支援加算(Ⅰ)に加算
- \*移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

## ②グループホーム退居後における支援の評価

- 【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 \*退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
- 【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 \*退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



### 3. 退居後の支援



\*サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

## 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

### ① 感染症発生時に備えた平時からの対応

#### <運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（\*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

#### <報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。**（Ⅰ）**
  - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
  - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
  - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。**（Ⅱ）**

（\*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

#### 【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月

### ② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。

※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

#### 【新設】

新興感染症等施設療養加算	240単位
--------------	-------

障 障 発 0307 第 1 号  
こ 支 障 第 11 号  
令 和 7 年 3 月 7 日

第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）は令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

## 記

都道府県  
各 指定都市 障害福祉・児童福祉主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（公 印 省 略）

こども家庭庁  
支援局障害児支援課長  
（公 印 省 略）

### 福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに 事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）

福祉・介護職員の処遇改善については、平成 23 年度まで実施した福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続させるため、平成 24 年度の障害福祉サービス等報酬改定において福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、その後も累次の改定により加算率等の充実を図ってきたことに加え、令和元年 10 月には、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を創設し、令和 4 年 10 月には福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を創設したところである。

さらに、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、これらの加算を一本化し、福祉・介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当たって、加算率の更なる引上げ及び配分方法の工夫を行うこととした。

加算の算定については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）、「こども家庭庁長官が定める児童等」（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

なお、本通知は、令和 7 年度の福祉・介護職員等処遇改善加算に係る届出から適用することとし、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 5 年 3 月 10 日付け障 障 発 0310

## 1. 基本的考え方

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化を行った。

具体的には、旧 3 加算（福祉・介護職員処遇改善加算（以下「旧処遇改善加算」という。）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「旧特定加算」という。）及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。）をいう。以下同じ。）の各区分の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和 6 年 6 月から「福祉・介護職員等処遇改善加算」（以下単に「処遇改善加算」という。）への一本化を行うとともに、加算率の引上げや配分方法の工夫を行った。

さらに、令和 6 年度補正予算においては、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉（障害児支援）人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する事業として、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業を盛り込み、障害福祉現場における更なる賃上げに向けた支援を行うこととしている。

また、処遇改善加算の更なる取得促進に向けて、事業者の事務負担等に配慮し、令和 7 年度中は経過措置期間を設けることとする。具体的には、3③から⑤までに規定するキャリアパス要件Ⅰからキャリアパス要件Ⅲまでについて、令和 7 年度中に取得要件を整備することを誓約した場合は、令和 7 年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。また、3⑧に規定する職場環境等要件について、令和 7 年度中に要件を整備することを誓約した場合は、令和 7 年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。また、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和 7 年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。

## 2. 処遇改善加算の仕組みと賃金改善の実施等

### (1) 処遇改善加算の単位数

処遇改善加算の単位数として、サービス別の基本サービス費に各種加算減算（処遇改善加算を除く。）を加えた 1 月当たりの総単位数に、加算区分ごとに、別紙 1 表 1-1 に掲げるサービス類型別の加算率を乗じた単位数を算定する。また、別紙 1 表 1-2 のとおり、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、処遇改善加算の算定対象外とする。

### (2) 賃金改善の実施に係る基本的な考え方

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、処遇改善

加算の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」といい、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）を実施しなければならない。

その際、賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。この場合、本通知5（2）の届出を行う場合を除き、特定した項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

また、令和7年度に、令和6年度と比較して増加した加算額（処遇改善加算Ⅰ～Ⅳの上位区分への移行及び新規算定によるもの。）について、障害福祉サービス事業者等は、独自の賃金改善を含む過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の算定額に相当する福祉・介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。その際、新規に実施する賃金改善は、ベースアップ（賃金表の改訂により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。以下同じ。）により行うことを基本とする。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合（例えば、賃金体系等を整備途上である場合）には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。

処遇改善加算を用いて行う賃金改善における職種間の賃金配分については、福祉・介護職員（※）への配分を基本とし、特に経験・技能のある障害福祉人材（介護福祉士等であって、経験・技能を有する障害福祉人材と認められる者をいう。具体的には、福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員（別紙1表5の例示を参考）のいずれかに該当する者であるとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。以下同じ。）に重点的に配分することとするが、障害福祉サービス事業者等の判断により、福祉・介護職員以外の職種への配分も含め、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。ただし、例えば、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所だけに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

（※）福祉・介護職員は、次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、就労定着支援員、就労選択支援員、地域生活支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職

各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされている

従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

上記の他、各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

- ① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」（賃金向上達成指導員配置加算）
- ② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」（目標工賃達成指導員配置加算）
- ③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」（児童指導員等加配加算におけるその他の従業者）

### （3）令和6年度の加算額の一部を令和7年度に繰り越した障害福祉サービス事業者等における取扱い

令和6年度においては、障害福祉サービス事業者等の判断により、令和6年度に令和5年度と比較して増加した加算額の一部を令和7年度に繰り越した上で令和7年度分の賃金改善に充てることを認め、令和6年度分の加算の算定額の全額を令和6年度分の賃金改善に充てることは求めないこととした。

その際、令和7年度の賃金改善の原資として繰り越す額（以下「繰越額」という。）の上限は、令和6年度に、仮に令和5年度末（令和6年3月）時点で算定していた旧3加算を継続して算定する場合に見込まれる加算額と、令和6年度の処遇改善加算及び旧3加算の加算額（処遇改善計画書においては加算の見込額をいう。）を比較して増加した額とし、繰越額については、全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることについて誓約した上で、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を求めることとしている。（ただし、令和7年度の賃金改善実施期間の終わりまでに事業所等が休止又は廃止となった場合には、その時点で、当該繰越分の残額を、一時金等により、全額、職員に配分しなければならないこととしている。）

そのため、令和6年度の処遇改善計画書において繰越額の全額を令和7年度の更なる賃金改善に充てることを誓約した障害福祉サービス事業者等については、令和7年度の処遇改善計画書・実績報告書において、当該繰越額を用いた賃金改善の計画・報告の提出を行うこと。

### 3. 処遇改善加算の要件

処遇改善加算Ⅰの算定に当たっては、2に規定する賃金改善の実施に加え、以下の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、処遇改善加算Ⅱについては⑦の要件、処遇改善加算Ⅲについては⑥及び⑦の要件、処遇改善加算Ⅳについては⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、②の要件は、処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかの算定以前に旧ベースアップ等加算又は令和6年度中の経過措置区分として、令和7年3月31日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ（2）、（4）、（7）、（9）若しくは（13）を算定していた事業所につい

ては適用しない。

① 月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善）

処遇改善加算Ⅳの加算額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の2分の1以上を基本給等の改善に充てること。

なお、処遇改善加算を未算定の事業所が新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げる）により行うことを基本とする。

② 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）

令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間において、新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、令和7年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和6年5月以前に旧3加算を算定していなかった事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。令和7年度に本要件の適用を受ける事業所は、初めて処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度となる令和7年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和6年6月から処遇改善加算Ⅴ（1）（旧ベースアップ等加算相当の加算率を含まない）を算定し、令和7年4月から処遇改善加算Ⅰを算定する場合は、令和7年4月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和7年度の実績報告書で報告しなければならない。

なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、処遇改善加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別紙1表3に掲げる処遇改善加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比（小数第4位以下を切捨て）を乗じて算出した額とする。

③ キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

次の一から三までを全て満たすこと。

一 福祉・介護職員の任用における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めて

いること。

二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記一及び二の定めの実備を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該定めの実備を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

④ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

次の一及び二を満たすこと。

一 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。

a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

二 一について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告することとする。

⑤ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

次の一及び二を満たすこと。

一 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。

a 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。

b 資格等に応じて昇給する仕組み

介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士等の資格を取

得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

- 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み  
「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
- 二 一の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに上記一の仕組みの整備を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

- ⑥ キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）  
経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。
  - ・ 小規模事業所等で職種間の賃金バランスに配慮が必要な場合
  - ・ 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難な場合
  - ・ 年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合
- ⑦ キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件）  
福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）の届出を行っていること。  
※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあつては配置等要件に関する加算が無い場合、配置等要件は不要とする。
- ⑧ 職場環境等要件

処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、別紙1表4に掲げる処遇改善の取組を実施すること。

その際、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙1表4の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上の取組を実施すること。

また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち⑩は必須）を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。ただし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、⑭の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

ただし、令和7年度においては、処遇改善計画書において令和8年3月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和7年度当初から職場環境等要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和8年3月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。また、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は、令和7年度における職場環境等要件に係る適用を猶予することとする。障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請を行い、職場環境等要件の適用猶予を受ける場合には、処遇改善加算の申請と併せて、別紙様式2-3及び別紙様式2-4に定める様式により、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業の申請も行うこと。

#### 4. 処遇改善加算の算定に係る事務処理手順

令和7年度に処遇改善加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、それぞれの期日までに以下の届出を行うこと。

##### (1) 体制等状況一覧表等の届出（体制届出）

処遇改善加算の算定に当たっては、障害福祉サービス事業所等ごとに、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表等の必要書類一式の提出（以下「体制届出」という。）を行うこと。

その際、算定を開始する月の前月15日までに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等（当該障害福祉サービス事業所等の指定等権者が都道府県知事である場合は都道府県知事とし、当該障害福祉サービス事業所等の指定等権者が市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）である場合は市町村長とする。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、令和7年4月から新規に処遇改善加算を算定し始める場合又は処遇改善加算の区分を変更する場合の体制届出の期日は、令和7年4月1日とする。ただし、下記（2）のとおり、処遇改善計画書の届出期日が令和7年4月15日であることを踏まえ、都道府県知事等は、処遇改善加算に係る体制届出の期日を令和7年4月15日としても差し支えない。また、体制届出の期日を令和7年4月1日とする場合であっても、都道府県知事等は、令和7年4

月15日までの間に障害福祉サービス事業者等が届け出た処遇改善加算の算定区分の変更等を受け付ける等、柔軟な取扱いとすること。

## (2) 処遇改善計画書等の作成・提出

処遇改善加算の算定に当たっては、「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」以下「大臣基準告示」という。)第2号イ(2)等に規定する福祉・介護職員等処遇改善計画書を、別紙様式2-1及び別紙様式2-2に定める様式により作成し、当該事業年度において初めて処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに、処遇改善加算を算定する障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に対して提出し、根拠資料と併せて2年間保存することとする。なお、確認の事務に要する時間が十分確保できる場合等において、都道府県知事等は処遇改善計画書の提出期日を延長しても差し支えない。

ただし、令和7年4月及び5月の処遇改善加算の算定に係る処遇改善計画書の提出期日は、令和7年4月15日とする。

## (3) 実績報告書等の作成・提出

処遇改善加算を算定した障害福祉サービス事業者等は、大臣基準告示第2号イ(4)等に規定する実績の報告を、別紙様式3-1及び別紙様式3-2に定める様式により作成の上、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して提出し、根拠資料と併せて2年間保存することとする。

このため、令和7年度の実績報告書の提出期日は、令和8年3月分の処遇改善加算の支払が令和8年5月であることから、通常の場合、令和8年7月31日となる。

## (4) 複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例

複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等については、別紙様式2及び3の処遇改善計画書等について、事業者(法人)単位で一括して作成して差し支えない。

その際、処遇改善計画書等は、各障害福祉サービス事業所等の指定等権者である都道府県知事等に対して、それぞれ上記(1)から(3)までに記載の期日までに、届出を行うこと。なお、各障害福祉サービス事業所等の指定等権者に提出する処遇改善計画書等の記載事項は、「提出先」の項目以外は同一の内容で差し支えない。

## 5. 都道府県知事等への変更等の届出

### (1) 変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、処遇改善加算を算定する際に提出した処遇改善計画書の内容に変更(次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に限る。)があった場合には、次の①から⑤までに定める事項を記載した別紙様式4の変更に係る届出書(以下「変更届出書」という。)を届け出ること。

また、⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した変更届出書をあわせて届け出ること。

なお、届出の期日については、変更後の処遇改善加算の算定を開始する月の前月15日までに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事

等に提出するものとする。

① 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、変更届出書及び別紙様式2-1を提出すること。

② 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に増減(新規指定、廃止等の事由による。)があった場合は、変更届出書並びに別紙様式2-1の2、3(1)、(2)及び(5)並びに別紙様式2-2を提出すること。

③ キャリアパス要件ⅠからⅢまでに關する適合状況に変更(算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)があった場合は、キャリアパス要件の変更に係る部分の内容を変更届出書に記載し、別紙様式2-1の2及び3(1)から(6)まで並びに別紙様式2-2を提出すること。

④ キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)に關する適合状況に変更があり、算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合は、配置等要件の変更の内容を変更届出書に記載し、別紙様式2-1の3(6)及び別紙様式2-2を提出すること。

また、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合も、同様に変更の届出を行うこと。

⑤ また、算定する処遇改善加算の区分の変更を行う場合及び処遇改善加算を新規に算定する場合には、変更届出書及び別紙様式2-1及び別紙様式2-2を提出すること。

⑥ 就業規則を改訂(福祉・介護職員の処遇に關する内容に限る。)した場合は、当該改訂の概要を変更届出書に記載し、提出すること。

## (2) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準(処遇改善加算による賃金改善分を除く。以下この5において同じ。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式5の特別な事情に係る届出書(以下「特別事情届出書」という。)を届け出ること。なお、年度を超えて福祉・介護職員の賃金を引き下げることとなった場合は、次年度の処遇改善加算を算定するために必要な届出を行う際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

① 処遇改善加算を算定している障害福祉サービス事業所等の法人の収支(障害福祉サービス等事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

② 福祉・介護職員(その他の職種を賃金改善の対象としている障害福祉サービス事業所等については、その他の職種の職員を含む。以下この5において同じ。)の賃金水準の引き下げの内容

③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員の賃金水準の改善の見込み

④ 福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに關して、労使の合意の時期及び方法等

## 6. 届出内容を証明する資料の保管及び提示

処遇改善加算を算定しようとする障害福祉サービス事業者等は、処遇改善計画書の提出に当たり、処遇改善計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、都道府県知事等から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則等（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、別紙様式2-1の3（3）のうちキャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、別紙様式2-1の3（4）のうちキャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

#### 7. 処遇改善加算の停止

都道府県知事等は、処遇改善加算を取得する障害福祉サービス事業者等が以下の（1）又は（2）に該当する場合は、既に支給された処遇改善加算の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は処遇改善加算を取り消すことができる。

なお、複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して処遇改善計画書を作成している場合、当該障害福祉サービス事業所等の指定等権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。指定等権者間の協議に当たっては、都道府県が調整をすることが望ましい。

（1）処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いつつ5（2）の特別事情届出書の届出が行われていない等、大臣基準告示及び本通知に記載の算定要件を満たさない場合

（2）虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

#### 8. 処遇改善加算の算定要件の周知・確認等について

都道府県等は、処遇改善加算を算定している障害福祉サービス事業所等が処遇改善加算の算定要件を満たすことについて確認するとともに、適切な運用に努めること。また、処遇改善加算を算定する障害福祉サービス事業者等は、以下の点に努めること。

（1）賃金改善方法の周知について

処遇改善加算を算定する障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について、処遇改善計画書を用いるなどにより職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても福祉・介護職員等に周知すること。

福祉・介護職員等から処遇改善加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員の賃金改善に係る内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

（2）労働法規の遵守について

処遇改善加算の目的や、大臣基準告示第2号イ（5）等を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

#### 9. その他

（1）障害福祉分野の文書に係る負担軽減に関する取組について

処遇改善加算の様式の取扱いについては以下のとおりとすること。

① 別紙様式は、原則として、都道府県等において変更を加えないこと。

② 処遇改善計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、障害福祉サービス事業者等が適切に保管していることを確認し、都道府県等からの求めがあった場合には速やかに提出することを要件として、届出時に全ての障害福祉サービス事業者等から一律に添付を求めてはならないこと。

③ 別紙様式について押印は要しないこと。

（2）処遇改善加算の取得促進について

障害福祉サービス事業者等における処遇改善加算の新規算定やより上位の区分の算定に向けた支援を行う「障害福祉サービス事業所等サポート事業」を適宜活用されたい。また、国が当該事業を行うに当たっては、ご協力をお願いしたい。

（3）令和6年度の処遇改善加算及び旧3加算に係る届出について

本通知は令和7年度の処遇改善加算に係る届出に適用することとし、令和6年度の処遇改善加算及び旧3加算の届出は、福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和6年3月26日付け障障発0326第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知及び令和6年3月26日付けこ支障第86号こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）に基づき行うものとする。

以上

# 処遇改善に係る加算全体のイメージ（令和4年度改定後）

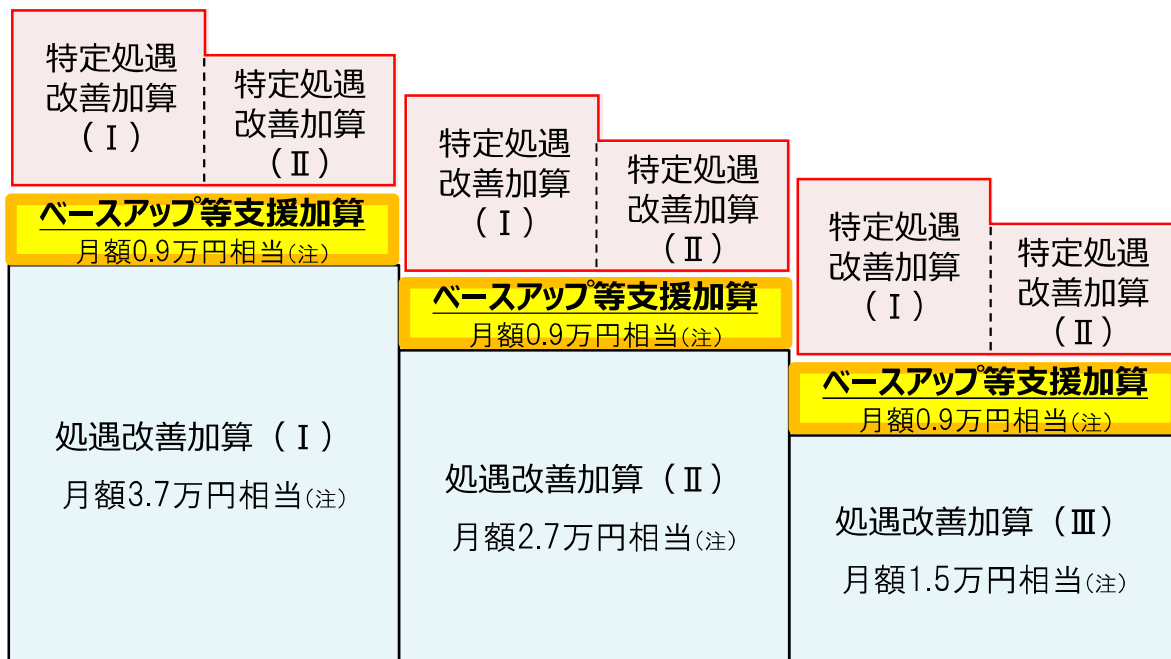
## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
  - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
    - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
    - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - ※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。
  - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
  - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

## 全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

## 福祉・介護職員処遇改善加算

- 対象：福祉・介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

### <キャリアパス要件>

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

# 処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
  - ※ 一本化後の加算については、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。
  - ※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）

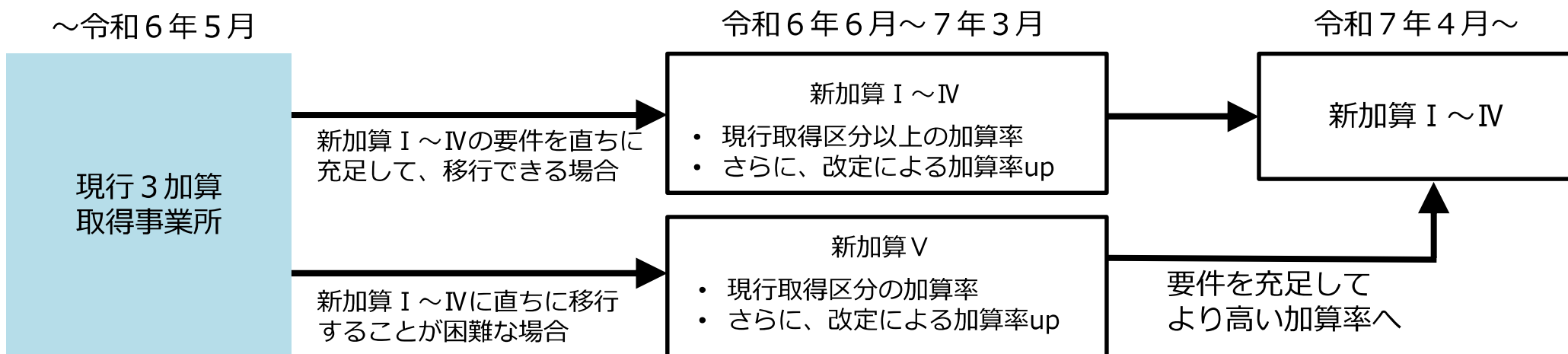
既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率（※）	新加算の趣旨	対応する現行の加算等（※）
【8.1%】	<b>I 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】
【8.0%】	<b>Ⅱ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】</li> <li><del>グループごとの配分ルール【撤廃】</del></li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】
【6.7%】	<b>Ⅲ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】
【5.5%】	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分</b></li> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】

※：加算率は生活介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

# 現行制度から一本化後の福祉・介護職員等処遇改善加算への移行

- 現行の一本化後の新加算Ⅰ～Ⅳに直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算Ⅴ(1～14)を令和7年3月までの間に限り設置。
- 新加算Ⅴは、令和6年5月末日時点で、福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（現行3加算）のうちいずれかの加算を受けている事業所が取得可能（新加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを取得している場合を除く。）。
- 新加算Ⅴは、**現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持**した上で、**今般の改定による加算率の引上げを受ける**ことができるようにする経過措置。
- 新加算Ⅴの配分方法は、加算Ⅰ～Ⅳと同様、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。



※加算率は生活介護の例。

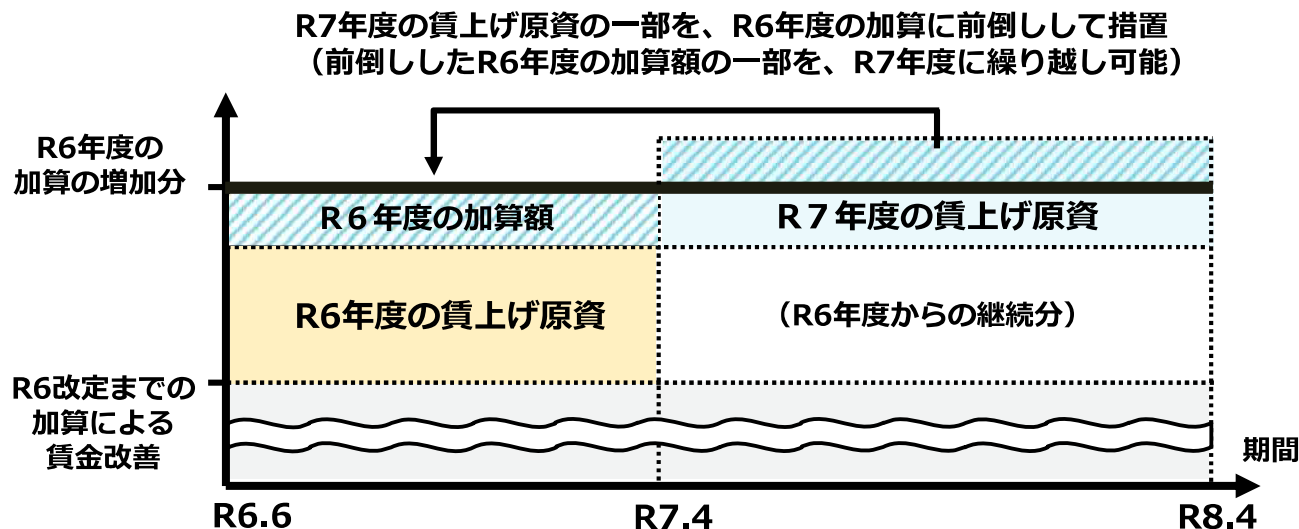
福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率及び算定要件 (対応する現行3加算の区分)	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5.7%	5.5%	5.6%	5.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%	3.0%
福祉・介護職員等処遇改善加算	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	算定なし	Ⅱ	Ⅰ	算定なし	Ⅱ	算定なし	算定なし
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし	算定あり	算定なし	算定なし	算定なし	算定あり	算定なし

# 令和6・7年度の処遇改善加算の配分方法

- 障害福祉の現場で働く方々の賃上げへとつながるよう、事業所の過去の賃上げ実績をベースとしつつ、今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしている。
- こうした中で、今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒しして、賃上げいただくことも可能である。
  - ※ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、令和8年度予算編成過程で検討する。
  - ※ 前倒しした令和6年度に加算額の一部を、令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることも可。

(具体的な取扱い)

- ・ 新加算の加算額については、令和6・7年度の2か年で全額が賃金改善に充てられていけばよいこととする。
- ・ 令和6年度に加算額のうち、令和7年度に繰り越した部分については、その金額を令和6年度の計画書・実績報告書に記載した上で、令和7年度の計画書・実績報告書で、職員の賃金改善に充てることの計画・報告の提出を求めることとする。



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



## 参考

### ○新規の届出について

前月15日までに提出いただければ、翌月から適用可能です。  
例：6月16日～7月15日までに届出があった場合、8月から適用可能

事務連絡

令和7年3月28日

都内 障害福祉サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課

福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書の提出について

日頃から、東京都の障害福祉行政について、御理解、御協力をいただきありがとうございます。  
東京都において標記に係る計画書を下記のとおり受付することといたしましたのでお知らせいたします。

## 1 概要

令和7年度（令和7年4月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分）において、令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の算定を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

令和6年度以前に計画書を提出されている事業者についても、令和7年4月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

## 2 提出期間

令和7年3月28日(金)から令和7年4月15日(火) 23時59分まで

※上記期限は、福祉・介護職員等処遇改善加算を4月又は5月から算定開始する場合の計画書の提出期限です。

※上記期限を過ぎた場合、福祉・介護職員等処遇改善加算は6月以降の適用となります。  
(4月16日～5月15日までに提出いただいた場合は6月適用になります。)

## 3 提出書類

障害者サービス情報より計画書のダウンロードをお願いいたします。

(書式ライブラリー一覧)

※厚生労働省・子ども家庭庁通知「福祉・介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も障害者サービス情報にアップロードされておりますので、併せてご確認ください。

※障害者については、体制等状況一覧表等の届出(体制届出)の提出は不要です。

## 4 提出方法

原則、以下の提出フォームから御提出をお願いいたします。

【加算計画書】令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書届出について

<https://logoform.jp/form/tmgform/939218>



※来庁されての持込や、郵送・FAX・メールによる提出は、受け付けておりません。

※提出が都に到達した場合、入力されたメールアドレス宛に「送信完了メール」が届きます。

※提出先は、上記ホームページに掲載している「提出先・問合せ先」も併せて御確認ください。

## 5 お問合せ

御不明点等ございましたら、以下の問合せフォームから質問を承ります。計画書の提出期限との兼ね合いにより、問合せフォームでの問合せ受付は、令和7年3月28日(金)から令和7年4月7日(月)までといたします。それ以降のお問合せは、お電話にてお願いいたします。

【加算問合せフォーム】令和7年度福祉・介護職員等処遇改善加算計画書等について

<https://logoform.jp/form/tmgform/952351>



## 6 その他

- ・障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金については、別に計画書の提出が必要になります。また、補助金の要件には、令和7年4月から処遇改善加算の取得等が要件となっておりますので、御注意ください。
- ・今後も、処遇改善加算の計画書や実績報告書の提出依頼に関する東京都からの御連絡は、原則メールや東京都障害者サービス情報への掲載のみとさせていただきます。つきましては、東京都へのメールアドレスの登録をお願いいたします。登録については、東京都障害者サービス情報のホームページに掲載している各サービス窓口まで、御問合せください。

●処遇改善加算の再編・統合に伴う激変緩和措置として設けられた福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)につきましては、令和7年3月31日をもって終了します。令和7年4月1日以降は加算Ⅴ(1)～(14)を算定することはできません。

東京都 福祉局 障害者施策推進部  
地域生活支援課 処遇改善担当

## 【国報酬】各種減算について～概要～

No.	加算の種類		減算率等	届出	概要
1	サービス提供職員 欠如減算	3月未満	70/100	必要	指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所におくべき世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない場合に減算。
2		3月以上	50/100	必要	
3	サービス管理責任者 欠如減算	5月未満	70/100	必要	指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所におくべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合に減算。
4		5月以上	50/100	必要	
5	個別支援計画 未作成減算	3月未満	70/100	不要	指定障害福祉サービス基準の規定に従い、共同生活援助計画が作成されていない場合に減算。
6		3月以上	50/100	不要	
7	大規模住居等減算	入居定員8人以上	95/100	必要	共同生活住居(ユニット)の入居定員が8人以上21人未満である場合に減算。 ※日中サービス支援型共同生活援助事業所については適用されません。
8		入居定員21人以上	93/100	必要	共同生活住居(ユニット)の入居定員が21人以上である場合に減算。
9		一体的な運営が行われている 共同生活住居の 入居定員の合計が 21人以上	95/100	必要	一体的な運営が行われている共同生活住居(ユニット)の入居定員(サテライト型住居に係る入居定員を含む)の合計数が21人以上である場合に減算。

No.	加算の種類	減算率等	届出	概要
10	R6新設 虐待防止措置未実施減算	1/100	必要	次の基準を満たしていない場合に、 ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
11	身体拘束廃止未実施減算	R6変更 10/100	必要	指定障害福祉サービス基準の規定に従い、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、 ①その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、その他必要な事項の記載 ②委員会の定期開催・従業員への周知徹底 ③指針の整備 ④職員研修の実施 上記①～④を満たしていない場合に減算。
12	R6新設 業務継続計画未策定減算	3/100	必要	次の基準に適合していない場合 ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること  ※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行って居る場合には、減算を適用しない
13	R6新設 情報公表未報告減算	10/100	必要	情報公表に係る報告がされていない場合、10/100を減算する

# Ⅱ 都加算について

# 都加算制度の概要

## 国報酬と都加算額のイメージ

その他 加算	都	精神科医療連携体制加算	} 都3
	都	通過型加算	
	国	下記以外の加算	



夜間部分の 加算(※)	都	都2 都夜間加算	- 国夜間支援等体制加算 I・II
	国		

(※)ただし、国夜間支援等体制加算 I・II > 都夜間加算の場合、夜間部分の加算は0円



基本部分	都	基本加算額 × 都基準日数	} 都1
	国	基本単位 × 利用日数	

場合によっては、  
国基本報酬から以下の減算  
大規模住居等減算  
職員欠如減算  
計画未作成減算  
身体拘束廃止未実施減算

人員配置体制加算を含む

### 都基準日数

知事が定める処遇を行った日数を「都基準日数」という。  
都基準日数として算定できる日は、入居者に対して次の支援を行い、サービス提供記録にその支援内容を記録した日とする。また、これらの支援を行う旨を予め個別支援計画に記載してあることを算定要件とする。

- ア 日常生活支援
- イ 食事提供支援
- ウ 介護等支援
- エ 入院時における病院等との連絡調整等支援
- オ 帰宅時における家族等との連絡調整等支援
- カ その他入居者に対する支援

エにおける支援とは、病院又は診療所を訪問し、入院期間中に被服等の準備や利用者の相談支援などの日常生活上の支援を行うことや、退院後の円滑な生活移行のための病院又は診療所との連絡調整を行うことなどをいう。

オにおける支援とは、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うことや、帰省期間中に家族等との連携により、居宅等における生活状況等を十分把握することなどをいう。

実際の額については、各区市町村が定める要綱等をご覧ください。

○介護サービス包括型・外部サービス利用型単価

<1級地(区部)の例>

(円)

配置	介護サービス支援型						外部サービス利用型					
	人員配置体制加算	区分	国報酬(単位)(a)	国報酬額(b) (a)×11.6円 ※	都加算額(c) 都1	合計(d) (b+c)	人員配置体制加算	区分	国報酬(単位)(a)	国報酬額(b) (a)×11.6円 ※	都加算額(c) 都1	合計(d) (b+c)
4対1相当	I	区分6	683 単位	7,922	1,706	9,628	X III	区分2以上 区分1以下	244 単位	2,830	1,383	4,213
		区分5	539 単位	6,252	1,564	7,816			244 単位	2,830	233	3,063
		区分4	455 単位	5,278	1,397	6,675						
		区分3	374 単位	4,338	1,147	5,485						
		区分2	265 単位	3,074	1,139	4,213						
		区分1以下	248 単位	2,876	187	3,063						
5対1相当	II	区分6	633 単位	7,342	1,375	8,717	X IV	区分2以上 区分1以下	199 単位	2,308	1,184	3,492
		区分5	489 単位	5,672	1,423	7,095			199 単位	2,308	234	2,542
		区分4	405 単位	4,698	1,267	5,965						
		区分3	328 単位	3,804	959	4,763						
		区分2	219 単位	2,540	963	3,503						
		区分1以下	202 単位	2,343	199	2,542						
6対1	/	区分6	600 単位	6,960	1,757	8,717	/	区分2以上 区分1以下	171 単位	1,983	1,508	3,491
		区分5	456 単位	5,289	1,806	7,095			171 単位	1,983	558	2,541
		区分4	372 単位	4,315	1,650	5,965						
		区分3	297 単位	3,445	1,319	4,764						
		区分2	188 単位	2,180	1,312	3,492						
		区分1以下	171 単位	1,983	558	2,541						
体験	/	区分6	717 単位	8,317	1,311	9,628	/	区分2以上 区分1以下	273 単位	3,166	1,047	4,213
		区分5	569 単位	6,600	1,216	7,816			273 単位	3,166	0	3,166
		区分4	481 単位	5,579	1,096	6,675						
		区分3	410 単位	4,756	729	5,485						
		区分2	290 単位	3,364	849	4,213						
		区分1以下	273 単位	3,166	0	3,166						

※ 実際の国報酬額 (b) は、  
国報酬単位 (a) × 地域区分ごとの単位数単価 (3 ページ) になります。

○加算(単価/日額)

項目	金額	(円)
夜間加算	991	← 都2
通過型加算	800	← 都3
精神科医療連携体制加算	330	

○日中サービス支援型単価

<1級地(区部)の例>

(円)

配置	日中サービス支援型(日中外出)						日中サービス支援型					
	人員配置体制加算	区分	国報酬(単位)(a)	国報酬額(b) (a)×11.6円 ※	都加算額(c) 都1	合計(d) (b+c)	人員配置体制加算	区分	国報酬(単位)(a)	国報酬額(b) (a)×11.6円 ※	都加算額(c) 都1	合計(d) (b+c)
3対1相当	VII	区分6	896 単位	10,393	1,543	11,936	V	区分6	1,135 単位	13,166	1,543	14,709
		区分5	758 単位	8,792	1,309	10,101		区分5	998 単位	11,576	1,309	12,885
		区分4	670 単位	7,772	1,188	8,960		区分4	909 単位	10,544	1,188	11,732
		区分3	519 単位	6,020	1,912	7,932		区分3	645 単位	7,482	1,912	9,394
		区分2	382 単位	4,431	1,696	6,127		区分2				
		区分1以下	365 単位	4,234	627	4,861		区分1以下				
4対1相当	VIII	区分6	815 単位	9,454	1,555	11,009	VI	区分6	1,050 単位	12,180	1,555	13,735
		区分5	677 単位	7,853	1,309	9,162		区分5	913 単位	10,590	1,309	11,899
		区分4	589 単位	6,832	1,188	8,020		区分4	824 単位	9,558	1,188	10,746
		区分3	449 単位	5,208	1,820	7,028		区分3	569 単位	6,600	1,820	8,420
		区分2	312 単位	3,619	1,510	5,129		区分2				
		区分1以下	295 単位	3,422	557	3,979		区分1以下				
5対1		区分6	765 単位	8,874	1,246	10,120		区分6	997 単位	11,565	1,246	12,811
		区分5	627 単位	7,273	1,202	8,475		区分5	860 単位	9,976	1,202	11,178
		区分4	539 単位	6,252	1,070	7,322		区分4	771 単位	8,943	1,070	10,013
		区分3	407 単位	4,721	1,609	6,330		区分3	524 単位	6,078	1,609	7,687
		区分2	270 単位	3,132	1,287	4,419		区分2				
		区分1以下	253 単位	2,934	536	3,470		区分1以下				
体験		区分6	929 単位	10,776	1,189	11,965		区分6	1,168 単位	13,548	1,189	14,737
		区分5	787 単位	9,129	1,191	10,320		区分5	1,028 単位	11,924	1,191	13,115
		区分4	695 単位	8,062	1,070	9,132		区分4	938 単位	10,880	1,070	11,950
		区分3	546 単位	6,333	1,817	8,150		区分3	672 単位	7,795	1,817	9,612
		区分2	408 単位	4,732	1,613	6,345		区分2				
		区分1以下	389 単位	4,512	698	5,210		区分1以下				

※ 実際の国報酬額 (b) は、  
国報酬単位 (a) × 地域区分ごとの単位数単価 (3 ページ) になります。

# 精神科医療連携体制加算

## ■ 目的

精神科病院退院患者の受け入れ促進や、地域生活継続のために利用者の状態安定化を図ることを目的として、精神科医療との十分な連携を行える体制を整備している事業所を評価する加算。

## ■ 補助要件

- ①以下の要件を満たしているものとして、都へ届け出ること。
  - ・精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されている（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の有資格者）。
    - ※常勤、非常勤ともに可。通過型の専従世話人として配置されている者でも可（加配不要）。
    - ※専門職を配置する時間数は、医療機関等との連携をとるのに十分な時間とすること。
    - ※保健師、看護師、准看護師、介護福祉士は対象の資格になりません。
  - ・看護職員配置加算、医療連携体制加算（Ⅶ）を算定できる事業所として都に届け出ていない。
- ②月1回以上、当該利用者を支援する精神科医療機関との連携を行い、記録を保存しておく。（最低5年間）
  - ※支援会議出席、通院同行、通院支援、電話連絡等
- ③利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行う。

## ■ 届出方法

- 【届出時期】 毎月15日締め切り ⇒ 翌月1日より算定可  
【届出様式】 東京都障害者サービス情報「書式ライブラリー」A【共同生活援助（グループホーム）】指定申請書・変更届等  
3【都加算・都制度】東京都障害者グループホーム支援事業関係（要領・様式等）に掲載

## ■ 算定方法

精神障害者として支給決定を受けている者に対し、月ごとに、都加算単価に算定日数を乗じた額を加算する。

- 【都加算単価】 330円/日  
【算定日数】 都基準日数（入院、外泊時等も算定可）

# 補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)

## ■ 要件の詳細

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。

※最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。

※「受審を完了した月」:評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月

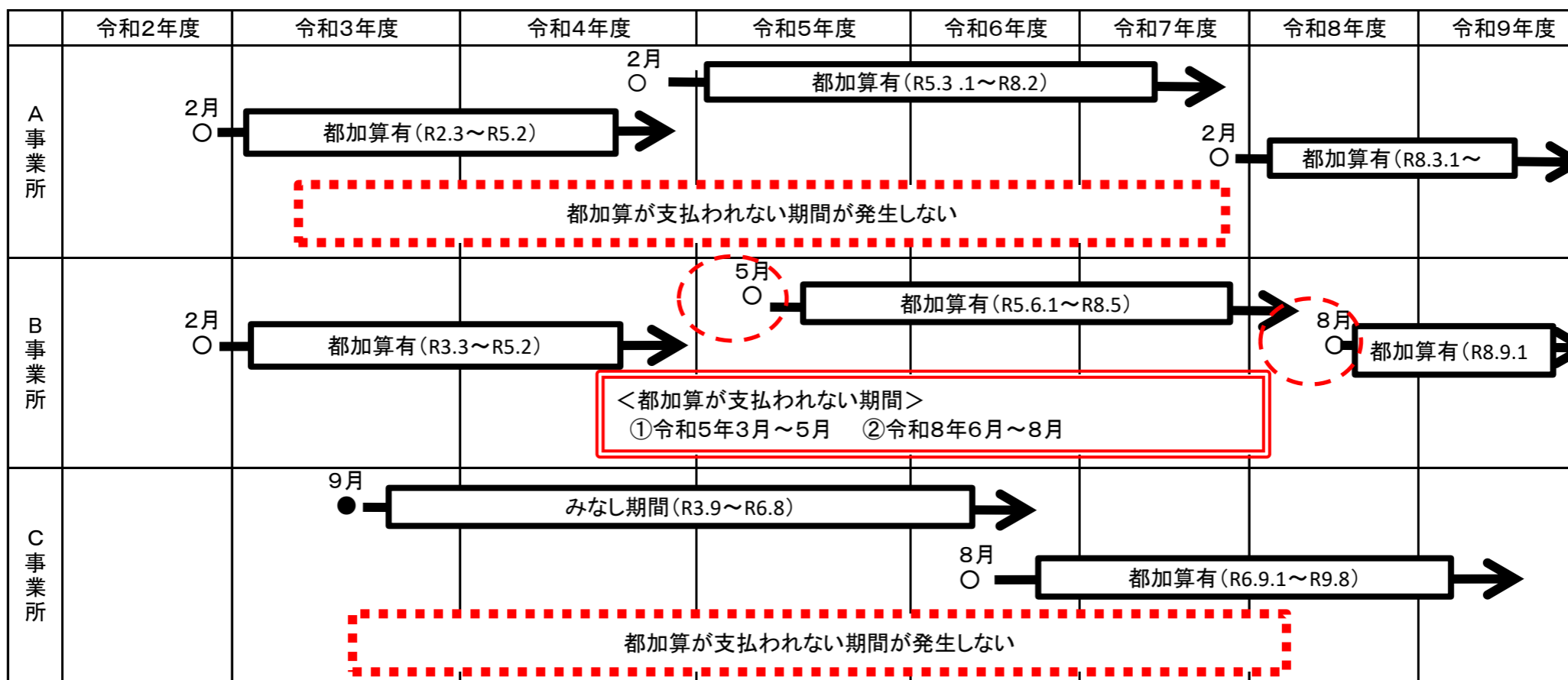
※受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。  
(受審を完了した月は、補助要件を満たす期間には含まれません。受審完了の翌月のサービス提供分から都加算が支払われます。)

## ■ 第三者評価の実施

- ・ 当初指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。  
この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。  
この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

## ■ その他

都単価には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。



## 補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

### ■ 要件の詳細

- ①前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、外部研修等を受講していること。
- ②ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講できるよう努めること。
- ③受講を確認できる書類を少なくとも5年間保存し、都及び区市町村職員等からの求めがあった場合は速やかに提出すること。

### ■ 定義

- ・「一定数」：前年度4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）
- ・「外部研修等」：【形式】運営法人以外の外部研修 又は 外部講師による法人内研修  
【研修内容】主として障害理解に関する研修  
※原則として、障害理解に関連している研修であれば対象としますが、以下については対象外とします。
  - ・グループホームの運営や支援に関連があっても、主として障害理解を含まない研修（防火管理者研修、料理教室、感染症対策研修等）
  - ・組織運営や制度に関する研修（法人理念研修、組織マネジメント研修、介護保険法勉強会など）
- ・「受講を確認できる書類」：研修資料、参加者の研修報告書（様式任意）、受講修了証など

### ■ 留意事項

- ・外部研修等の受講者が一定数に達しない場合、**翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。**  
（都加算の支払いがない年度に外部研修等の受講者が一定数に達しても、原則として都加算の支払いは翌年度に再開となります。）
- ・令和元年度から、都の委託事業による「障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（基礎研修）」を実施しています。  
本事業による研修も上記「外部研修等」の対象となりますので、こちらの受講も御検討ください。  
（開催案内は「東京都障害者サービス情報」へ掲載していく予定です。）
- ・新規指定年月日を含む年度及びその翌年度は、当該補助要件を満たしているものとみなします。  
新規指定年月日を含む年度の翌年度に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。  
（この間に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、その翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

## 補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

状況		令和5年度	令和6年度	令和7年度
A事業所	・定員:25名 ⇒令和5年10月 定員32名に増 ⇒令和6年6月 定員30名に減	6月 ○  ※令和5年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上	都加算有  6月 ○  10月 ○  ※令和6年4月の定員が30名より多いので、受講者は2名以上必要	都加算有  6月 ○  ※令和7年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上
		10月 ○  ※定員が30名より多いので、受講者は2名以上必要	都加算無  10月 ○  4月 ○  ※2名以上受講しても、都加算の支払い再開は翌年度	都加算有  10月 ○  6月 ○
		4月 ●	〰️ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">みなし期間</span> →	都加算有  6月 ○  6月 ○

○ … 外部研修等受講月    ● … 当初指定月

## 補助要件③：事業計画の作成等

### ■ 要件の詳細

事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画をあらかじめ作成すること。

- ・事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行ってください。
- ・新たに指定を受ける場合 や 事業内容のうち定員に変更が生じる場合は、福祉保健財団をとおして都に事業計画を提出してください。

### ■ 参考様式

東京都障害者サービス情報

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-001>

「来庁時相談シート」の事業計画書（記載例）を参考に作成してください。

## 補助要件④：書類の保存

### ■ 要件の詳細

- ・補助要件①（福祉サービス第三者評価の受審）及び補助要件②（外部研修等受講）に係る書類は5年間保存してください。
- ・補助要件①から③に係る書類について、都（福祉保健財団）又は区市町村から求めがあった場合は、これを速やかに提出してください。

# 都加算請求事務について

## 【事前準備】

・『都加算請求書等』のファイルをダウンロードしてください。

※都例示様式のダウンロード先:「東京都障害者サービス情報」>書式ライブラリー>A【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等  
>3【都加算・都制度】東京都障害者グループホーム支援事業関係(要領・様式等)  
(アドレス : <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-003>)

※こちらでご案内する書式は全て都の例示様式です。実際の請求に使用する様式については、請求先の区市町村に必ずご確認ください。

・事業所の全利用者について、国保連に請求した国費の明細書を用意し、利用者の支給決定を行っている区市町村別に分けてください。

## 【都加算請求書類の作成手順の概要】

利用者の支給決定を行っている区市町村ごとに、以下の①から④までの手順で都加算請求書類を作成してください。

①『都加算請求書等』のファイルを開き、『都加算請求書』シートのうち、「明細書件数」と「請求金額」以外の項目を全て入力してください。

②『都加算明細書』シートを開いて黄色く塗られたセルに入力してください。全ての項目が入力されると、都加算額が自動で計算されます。

なお、「請求コード」欄は、事前準備で用意した国費の明細書に記載されている基本報酬及び夜間支援等体制加算のコードを入力してください。

③必要に応じて、『都加算明細書(通過型加算)』シートを作成してください。

④全て入力し終わると、『集計表』シートに情報が集約されますので、「総合計金額」欄の金額を、『都加算請求書』シートの「請求金額」欄に記載してください。また、作成した『都加算明細書』の件数を「明細書件数」欄に入力してください。

## 【留意事項】

・『都加算請求書』シートの入力(上記①)がされていないと、②の『都加算明細書』の自動計算が行われません。

・『都加算請求書(別紙)』は補助要件を満たしているか確認するものです。経過措置期間終了後は必ず記載してください。

・『都加算明細書』の基本報酬を入力する際、体験利用の請求は基本報酬分の2行目、個人ホームヘルプ利用の請求は3行目に入力してください。

・通過型加算及び精神科医療連携体制加算は、要件を満たしたうえで事前に都に届出が必要です。

※毎月15日締め切り(都に必着)で翌月1日から算定可

# 記入例

## 都加算請求書(別紙) (共同生活援助)

第三者評価受審及び外部研修等受講の補助要件を確認するためのものです。経過措置期間の終了後は、必ず作成してください。

法人名称	社会福祉法人東京会
指定事業所番号	1 3 2 0 4 0 0 0 0 0
事業所名称	東京ホーム
事業所定員(前年度4月1日時点)	25人

『都加算請求書』を入力すると自動的に記載されます。

当初指定年月日 又は 福祉サービス第三者評価受審完了年月日

令和 03 年 06 月 30 日

※当初指定年月日と福祉サービス第三者評価受審完了年月日のうち、近い方の年月日を記入してください。  
 ※確認のため、「指定通知書」又は「福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙」の写しを添付してください。  
 ※平成30年度から令和2年度までの間は空欄でも結構です。

外部研修等受講(前年度実績)

必要研修受講者数

1人

「事業所定員」欄を入力すると、「必要研修受講者数」が自動的に記載されます。

研修受講者氏名	研修受講年月日	研修名/研修開催者/研修概要
東京 二郎	平成31年2月1日	発達障害とは ～障害理解と支援の実践～ 東京〇〇センター 発達障害の理解と支援方法の例について

※前年度4月1日時点の事業所定員数を30で割った数以上の従業者が受講する必要があります。  
 ※必要な研修受講者数が4名を超える場合は、複数枚ご提出ください。  
 ※平成30年度から平成31年度までの間は空欄でも結構です。

# 参考

## 福祉サービス第三者評価結果報告書(令和〇〇年度)

年 月 日

東京都福祉サービス評価推進機構  
 公益財団法人 東京都福祉保健財団理事長 殿

『都加算請求書(別紙)』にある「福祉サービス第三者評価受審完了年月日」はこちらの日付を記載してください。

認証評価機関番号  
 電話番号  
 代表者氏名  
 印

以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名	担当分野	修了者番号
①	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
②	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
③	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
④	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
⑤	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
⑥	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	

福祉サービス種別 共同生活援助(グループホーム)

評価対象事業所名称 指定番号

現地調査をしたユニット名

現地調査をしたユニットの選定理由(複数選択可)

ユニットの特徵  
 前回の評価で訪問していないユニット  
 利用者調査結果  
 その他( )

事業所連絡先

〒 所在地  
 Tel

事業所代表者氏名

契約日 年 月 日 契約日を入力してください。  
 利用者調査票配付日(実施日) 年 月 日 利用者調査票配付日(実施日)を入力してください。  
 利用者調査結果報告日 年 月 日 利用者調査結果報告日を入力してください。  
 自己評価の調査票配付日 年 月 日 自己評価の調査票配付日を入力してください。  
 自己評価結果報告日 年 月 日 自己評価結果報告日を入力してください。  
 訪問調査日 年 月 日 訪問調査日を入力してください。  
 評価合議日 年 月 日 評価合議日を入力してください。

コメント  
 (利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)

評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む評価結果報告書を受け取りました。本報告書の内容のうち、

- 機構が定める部分を公表することに同意します。
- 別添の理由書により、一部について、公表に同意しません。
- 別添の理由書により、公表には同意しません。

クリア

年 月 日

事業者代表者氏名 印